

平成21年 6 月 2 日

株 主 各 位

神戸市中央区脇浜町 2 丁目10番26号

株 社 神 戸 製 鋼 所

代表取締役社長 佐藤 廣 士

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、平成21年 6 月23日（火曜日）午後 5 時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

63ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、画面の表示に従って賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年 6 月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町 6 丁目11番 1
神戸国際展示場 2 号館（1 階）
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項
 1. 第156期(平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第156期連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第 1 号議案 定款一部変更の件
 - 第 2 号議案 取締役10名選任の件
 - 第 3 号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に基づく取組みの承認の件
4. 議決権の行使等についてのご案内
(63ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。)

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

## 事業報告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果ならびに対処すべき課題

##### ① 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、第2四半期まではエネルギー・原材料をはじめとする資源価格高などの影響により停滞し、第3四半期以降は、米国に端を発した金融危機が实体经济へ悪影響を及ぼし、景気は急速かつ大幅に悪化いたしました。また、海外においても、これまで成長を維持してきた中国や中東、ロシアなども含め、世界全域で景気は悪化いたしました。

このような環境のもと、当社グループにおいては、第2四半期までは景気停滞の影響が一部の事業で見られたものの、総じて堅調な需要を背景に、鉄鋼をはじめとする各事業で、原材料価格の上昇に対応し、販売価格への転嫁を進めました。しかしながら、第3四半期以降は、電力卸供給事業を除く各事業で需要が急激に減少し、これに伴い、鉄鋼関連事業の鋼材やアルミ・銅関連事業などにおいて、かつてない大幅な生産水準の低下を余儀なくされました。

これらを背景に、当期の連結業績は、売上高は前期並みの2兆1,772億円となりましたが、営業利益は前期に比べ854億円減益の1,169億円、経常利益は前期に比べ970億円減益の608億円となりました。また、特別損失として投資有価証券評価損および一部の固定資産について減損損失を計上したことに加え、繰延税金資産の取崩しを実施したことなどから、税引き後の当期純損益は前期に比べ1,203億円減益の314億円の損失となりました。

単独業績につきましては、売上高は前期に比べ757億円増収の1兆3,593億円、営業利益は495億円減益の603億円、経常利益は518億円減益の344億円となり、税引き後の当期純損益は723億円減益の293億円の損失となりました。

当期の期末配当につきましては、当期純損益が大幅な赤字となったことや、今後も厳しい経営環境が続くものと予想されることなどを総合的に勘案し、誠に遺憾ではございますが、見送ることとさせていただきます。これにより当期の配当は、中間配当として実施いたしました1株につき3円50銭となりますが、事情をご賢察のうえ、何卒ご理解を賜われますようお願い申し上げます。

当期は「2006-2008年度グループ中期経営計画」の最終年度でありました。

業績面について総括しますと、最終年度の利益目標を初年度に達成し、2年目にあた

る平成19年度も高い利益水準を継続したものの、当期の利益は、事業環境の激変の影響を受け、目標を大幅に下回る結果となりました。

一方、基本方針に掲げた「オンリーワン製品」の拡販・創出、「ものづくり力」の強化については、一定の成果をあげ、将来の成長につながる布石も着実に打つことができました。

当期においては、コンテナ船より強度の要求される大型自動車運搬船に、強度や粘り強さを高めた当社の降伏点47kg級鋼板(注)が、造船業界において初めて採用されました。この鋼板の使用により、板厚の低減、船体重量の軽減、溶接施工の効率向上が可能となるため、今後の用途拡大が期待されます。その他、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)によって開発中である宇宙輸送機の燃料タンクへ、当社チタン合金鍛造製品の採用が決定いたしました。これは、軽量で高強度、耐食性に優れる一方、加工の難しいチタン合金について、鍛造技術、加工技術など当社の総合力が評価されたものです。このように、オンリーワン製品の拡販を進める一方、インドネシアにおいて改質褐炭の大型実証プラントが本格稼働するなど、次代のオンリーワンの芽も育ちつつあります。

「ものづくり力」の強化についても、当社が得意とする船舶用クランク軸について一般的な生産能力増強に着手したほか、大型ターボ圧縮機の市場に本格参入するため、高砂製作所において大型試運転設備の新設にも取り掛かりました。また海外では、オーストリアのフェストアルピーネ・クレムス社と自動車部品用途の超ハイテン材のロールフォーム工法に関する包括技術契約を、また、インドの鉄鋼会社であるエサル社とは技術支援や鉄源補完等を視野に入れた包括提携契約を締結しました。

(注) 降伏点：物体に力を加えていったとき、物体の変形が急激に増加し、元に戻らなくなるときの力の大きさです。数値が大きいくほど変形に対する強度が高いことを表します。大型自動車運搬船では、従来、降伏点36kg級鋼板が使用されています。

当社グループの事業別の事業の経過およびその成果は以下のとおりであります。

### 【鉄鋼関連事業】

鋼材については、第2四半期までは堅調な需要を背景に、高水準の操業を続けましたが、第3四半期以降は、造船を除く各製造業向けの需要が急激に減少したことから、当期の鋼材出荷数量は前期を下回りました。販売単価については、原材料価格の大幅な値上がりに対応し、製品価格への転嫁を進めたことから、前期を上回りました。

また、チタン製品や溶接材料についても、第2四半期までは堅調に推移してきた需要が、第3四半期以降減少に転じました。

一方、鋳鍛鋼品については、造船向けを中心に旺盛な需要が継続しました。

この結果、当事業の売上高は前期比10.7%増の1兆224億円となりましたが、営業利益は前期に比べ141億円減益の777億円となりました。

### 【電力卸供給事業】

電力単価に転嫁される石炭価格が上昇したことから、当事業の売上高は前期比12.3%増の807億円となりましたが、営業利益は、法人税法の改正に伴い、機械装置の耐用年数の変更を行なったことにより減価償却費が増加したことから、前期に比べ7億円減益の172億円となりました。

### 【アルミ・銅関連事業】

アルミ圧延品の販売量は、堅調な需要が継続した飲料用缶材を除き、自動車や液晶・半導体関連を中心に各分野で需要が減少したことから、前期を下回りました。

銅圧延品の販売量は、電子材料用銅板条の需要が大幅に減少したことから、前期を下回りました。

アルミ鋳鍛造品についても、自動車向けを中心に、売上高は前期を下回りました。

以上のような状況に加え、販売価格に転嫁される地金価格が大幅に下落したことから、当期の売上高は前期比15.7%減の3,793億円となりました。営業損益は、販売数量の減少に加えて、地金価格が急落したことなどに伴い発生した在庫評価影響が収益を大幅に押し下げたことなどにより、前期に比べ488億円減益の268億円の損失となりました。

なお、第4四半期において、設備の稼働率が著しく低下した長府製造所の銅板事業に係る固定資産について、特別損失として減損損失を計上いたしました。

### 【機械関連事業】

LNG関連機器や大型の圧縮機の受注は堅調に推移しました。しかし、第3四半期以降、自動車および石油精製・石油化学業界における設備投資が低迷し、関連製品の受注が減少したことに加え、還元鉄プラントなど一部の案件で計画の延期などが生じました。これらの状況により、当期の受注高は、国内向けが前期比18.5%減の1,284億円、海外向けが前期比39.5%減の1,101億円となりました。この結果、当事業全体の受注高は、前期比29.8%減の2,385億円となり、当期末の受注残高は、3,188億円となりました。

また、当期の売上高は、前期比9.5%増の3,310億円となりましたが、営業利益は、資機材価格の高騰などにより、前期に比べ9億円減益の295億円となりました。

### 【建設機械関連事業】

油圧ショベルの需要は、国内や米国、欧州向けが前期を下回りましたが、中国向けは、当期末にかけて減速傾向が見られたものの、前期を上回りました。クレーンについては、国内や中東向けは第3四半期以降需要が減少しましたが、北米向けは依然好調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は前期並みの3,330億円となりましたが、営業利益は、資機材価格の高騰などにより、前期に比べ115億円減益の112億円となりました。

## 【不動産関連事業】

不動産販売の事業環境が悪化したことにより、当事業の売上高は前期比16.2%減の371億円となり、営業利益は前期に比べ30億円減益の18億円となりました。

## 【電子材料・その他の事業】

液晶パネル需要の減少により、液晶配線膜用ターゲット材の販売量が減少したため、当事業の売上高は前期比9.2%減の551億円となり、営業利益は前期に比べ50億円減益の31億円となりました。

## ② 対処すべき課題

次期の世界経済は、先進国においては大幅なマイナス成長となり、新興国においても成長率が大きく減速すると予想されることから、全体でマイナス成長に陥る見通しです。当社グループが重点に位置づけている分野につきましても、自動車、IT関連分野等では力強さを欠き、事業環境の好転をただちに期待できる状況にはありません。しかし、いずれ、新興国の経済は調整局面を脱し、また全世界的な経済対策の効果を受け、世界経済は回復軌道に乗るものと予想されます。

## 【当社グループを通じての取組み】

当社グループは、今後も「オンリーワン」と「ものづくり力」をキーワードに事業競争力を強化し、持続的成長を追求することを中長期的な経営戦略の軸にいたします。

当社グループ独自の付加価値がユーザーから高く評価されている製品をオンリーワン製品と位置づけ、市場動向を的確に捉えながら一層の拡販に取り組むとともに、顧客や時代のニーズに対応した新たなオンリーワン製品の創出・育成を進めてまいります。

加えて、製造業の競争力の源泉たるものづくり力を一層強化すべく、製品機能の更なる高度化・高付加価値化を目指し、生産技術を支える研究開発体制の充実、戦略的な設備投資の実施、品質管理の徹底を図ってまいります。

一方、現下の景気動向と事業環境を踏まえ、コスト競争力の強化、生産体制の最適化、キャッシュフローの拡大など、喫緊の課題にも重点的に取り組んでまいります。特に、収益改善に向けては、昨年末に立ち上げた、グループ横断組織「収益改善委員会」を中核に、徹底したコスト削減に取り組んでまいります。

当面は厳しい環境での事業運営を余儀なくされますが、こうした事業競争力の向上と、体質強化による経営基盤の再整備に注力し、将来の好機を逃さぬように備えてまいります。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たしていくことが、会社経営の大前提であると認識しております。しかしながら、本年2月、加古川製鉄所・高砂製作所・長府製造所において、当社労働組合の推薦する議員候補者の後援会に対し、その活動費用の一部を肩代わりするという不適切な支出が長年にわたり行なわれていたことが判明いたしました。当社では、これまでのコンプライアンスに関わる諸問題を受け、法

令遵守に対する取組みの強化に努めてまいりました。それにもかかわらず、今回、不適切な行為が新たに判明したことから、このことを厳粛に受け止め、経営責任を明確にするため、本年3月31日をもって社長・会長がその職を辞しました。株主の皆様、地域の皆様、取引先、関係当局など多くの皆様の信頼を損なう結果となりましたことを心よりお詫び申しあげます。現在、新たな経営陣のもと、再発防止に向けた取組みを開始しており、皆様からの信頼回復に向けて努めてまいります。

### 【事業分野別の取組み】

景気停滞の長期化も懸念され、当社グループを取り巻く環境は、極めて厳しいと認識しております。しかしながら、事業やメニューもしくは地域によっては、需要が堅調なものもあると見込んでおります。よって、事業分野別に、以下のとおり、事業環境に対応した施策を展開してまいります。

鉄鋼関連事業、アルミ・銅関連事業の素材関連事業については、自動車など主要な分野で需要が低迷している中、徹底したコストダウンと生産効率の向上に取り組んでまいります。

電力卸供給事業では、引き続き安定した収益を確保するため、設備保全の更なる強化や操業技術の蓄積を図り、安定操業を継続してまいります。

機械関連事業、建設機械関連事業では、これまで実行してきた能力増強投資や拠点整備を最大限活用し、既受注案件を円滑に遂行することによる収益の確保、新興国を中心とした海外における需要の着実な取込みに注力してまいります。

当社は、これらグループを通じた取組みおよび事業分野別の施策を通じて、持続的な企業価値の向上を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

### ③ 生産量、受注および事業別の売上高・営業利益の状況

#### (i) 生産量の状況

| 区 分               |                   | 第155期<br>(平成19年度) | 第156期(当期)<br>(平成20年度) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 鉄 鋼 関 連 事 業       | 粗 鋼               | 千トン<br>8,177      | 千トン<br>7,329          |
| ア ル ミ ・ 銅 関 連 事 業 | アルミ圧延品<br>銅 圧 延 品 | 362<br>147        | 312<br>120            |

#### (ii) 受注の状況

| 区 分    |         |     | 第155期<br>(平成19年度) | 第156期(当期)<br>(平成20年度) |
|--------|---------|-----|-------------------|-----------------------|
| 機械関連事業 | 受 注 高   | 国 内 | 百万円<br>157,571    | 百万円<br>128,438        |
|        |         | 海 外 | 182,197           | 110,138               |
|        |         | 合 計 | 339,769           | 238,577               |
|        | 受 注 残 高 | 国 内 | 153,284           | 129,407               |
|        |         | 海 外 | 224,278           | 189,477               |
|        |         | 合 計 | 377,563           | 318,885               |

#### (iii) 事業別の売上高・営業利益の状況

| 区 分                   | 第155期<br>(平成19年度)       |               | 第156期(当期)<br>(平成20年度)   |               |
|-----------------------|-------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
|                       | 売上高                     | 営業利益          | 売上高                     | 営業利益          |
| 鉄 鋼 関 連 事 業           | 百万円<br>923,792          | 百万円<br>91,916 | 百万円<br>1,022,406        | 百万円<br>77,735 |
| 電 力 卸 供 給 事 業         | 71,890                  | 18,083        | 80,708                  | 17,294        |
| ア ル ミ ・ 銅 関 連 事 業     | 450,081                 | 22,004        | 379,310                 | △ 26,858      |
| 機 械 関 連 事 業           | 302,214                 | 30,519        | 331,002                 | 29,573        |
| 建 設 機 械 関 連 事 業       | 339,920                 | 22,838        | 333,025                 | 11,268        |
| 不 動 産 関 連 事 業         | 44,302                  | 4,937         | 37,131                  | 1,853         |
| 電 子 材 料 ・ そ の 他 の 事 業 | 60,702                  | 8,186         | 55,117                  | 3,143         |
| 全 社 お よ び 消 去         | △ 60,496                | 3,911         | △ 61,413                | 2,923         |
| 合 計<br>(うち海外売上高)      | 2,132,405<br>( 771,544) | 202,398       | 2,177,289<br>( 709,520) | 116,934       |

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分          | 第153期<br>(平成17年度) | 第154期<br>(平成18年度) | 第155期<br>(平成19年度) | 第156期(当期)<br>(平成20年度) |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売 上 高(百万円)   | 1,667,313         | 1,910,296         | 2,132,405         | 2,177,289             |
| 営 業 利 益(百万円) | 220,395           | 208,624           | 202,398           | 116,934               |
| 経 常 利 益(百万円) | 176,932           | 183,278           | 157,918           | 60,876                |
| 当期純利益(百万円)   | 84,559            | 109,668           | 88,923            | △ 31,438              |
| 1株当たり当期純利益   | 27円93銭            | 35円36銭            | 29円62銭            | △ 10円47銭              |
| 総 資 産(百万円)   | 2,074,241         | 2,241,570         | 2,329,005         | 2,295,489             |
| 純 資 産(百万円)   | 529,999           | 636,431           | 647,797           | 513,460               |
| 1株当たり純資産     | 170円64銭           | 194円46銭           | 199円80銭           | 159円58銭               |

### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分          | 第153期<br>(平成17年度) | 第154期<br>(平成18年度) | 第155期<br>(平成19年度) | 第156期(当期)<br>(平成20年度) |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売 上 高(百万円)   | 1,034,773         | 1,154,742         | 1,283,638         | 1,359,369             |
| 営 業 利 益(百万円) | 142,339           | 119,802           | 109,926           | 60,377                |
| 経 常 利 益(百万円) | 110,600           | 116,473           | 86,245            | 34,418                |
| 当期純利益(百万円)   | 49,174            | 70,975            | 42,959            | △ 29,347              |
| 1株当たり当期純利益   | 16円21銭            | 22円84銭            | 14円28銭            | △ 9円75銭               |
| 総 資 産(百万円)   | 1,423,331         | 1,517,374         | 1,585,077         | 1,618,045             |
| 純 資 産(百万円)   | 484,728           | 506,705           | 470,721           | 381,507               |
| 1株当たり純資産     | 155円75銭           | 166円6銭            | 156円51銭           | 126円85銭               |

(注) 1. △印は損失を示しております。

(注) 2. 当社は、第153期は旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第19条の2に規定する連結計算書類を作成し、第154期より会社法第444条に規定する連結計算書類を作成しております。

(注) 3. 第154期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

### (3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事（検収）ベースで1,180億円であります。

当期末現在継続中の主な設備投資は、次のとおりであります。

| 区 分   | 設 備 名                                              |
|-------|----------------------------------------------------|
| 継 続 中 | 加古川製鉄所 焼結工場脱硝設備（鉄鋼関連事業）<br>高砂製作所 新プレスライン増設（鉄鋼関連事業） |



#### (4) 資金調達状況

当社グループは、社債償還資金および借入金返済等に充当するため、無担保社債を合計348億円発行いたしました。

(注) 当社は、平成21年4月27日に無担保社債230億円を発行いたしました。

#### (5) 主要な事業内容 (平成21年3月31日現在)

当社グループは、主として次に掲げる事業を行っております。

| 区 分         |           | 主要な製品・事業内容                                                                                                                                                          |
|-------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鉄鋼関連事業      | 条鋼<br>銅板鋼 | 普通線材、特殊線材、特殊鋼線材、普通鋼棒鋼、特殊鋼棒鋼厚板、中板、薄板（熱延・冷延・表面処理）                                                                                                                     |
|             | 加工製品・鉄鉄他  | 鍛鋼品（船用部品・電機部品・産業機械部品等）、チタンおよびチタン合金、鉄粉、鋳物用銑、製鋼用銑、スラグ製品、ステンレス鋼管、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線                                                                                       |
|             | 溶接材料他     | 各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業                                                                                          |
| 電力卸供給事業     |           | 電力卸供給                                                                                                                                                               |
| アルミ・銅関連事業   | アルミ圧延品    | 飲料缶用アルミ板、熱交換器用アルミ板、自動車用アルミ板、各種アルミ押出品、磁気ディスク用アルミ基板、アルミ箔                                                                                                              |
|             | 銅圧延品      | 半導体用伸銅板条、自動車端子用伸銅板条、リードフレーム、復水管、空調用銅管                                                                                                                               |
|             | アルミ鍛造品他   | アルミニウム合金およびマグネシウム合金鍛造品（航空機用部品・自動車用部品等）、アルミ加工品（自動車用部品・建材・建設用仮設資材等）                                                                                                   |
| 機械関連事業      | 産業機械      | 製鉄プラント（還元鉄・圧延等）、各種プラント（非鉄・ペレタイジング・石油化学等）、エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、砂防・防災製品、土木工事、新交通システム、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高圧装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種環境プラント、資源再生、冷却塔、各種内燃機関、搬送機器 |
| 建設機械関連事業    |           | 油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、作業船                                                                                                                       |
| 不動産関連事業     |           | 不動産開発・建設・分譲・仲介・リフォーム、不動産賃貸・ビルマネジメント、マンション管理                                                                                                                         |
| 電子材料・その他の事業 |           | 特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析、高圧ガス容器製造業、シリコンウエハーの再生研磨・販売、超電導製品、有料老人ホームの運営、総合商社                                                                                       |

(6) 主要な営業所および工場 (平成21年3月31日現在)

|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                      |                                                       |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 当<br>社                                         | 本 社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 神戸（本店）、東京                                                            |                                                       |
|                                                | 支 社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 大阪、名古屋                                                               |                                                       |
|                                                | 支 店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 北海道（札幌市）、東北（仙台市）、新潟（新潟市）、北陸（富山市）、<br>四国（高松市）、中国（広島市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市） |                                                       |
|                                                | 海 外 事 務 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ニューヨーク、デトロイト、シンガポール、北京、上海                                            |                                                       |
|                                                | 研 究 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 神戸（神戸市）                                                              |                                                       |
|                                                | 工<br>場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 鉄 鋼 関 連 事 業                                                          | 加古川（兵庫県）、神戸（神戸市）、高砂（兵庫県）、<br>藤沢（神奈川県）、茨木（大阪府）、西条（広島県） |
|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | アルミ・銅関連事業                                                            | 真岡（栃木県）、長府（山口県）、大安（三重県）                               |
| 機 械 関 連 事 業                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 高砂（兵庫県）、播磨（兵庫県）                                                      |                                                       |
| 子<br>会<br>社<br>お<br>よ<br>び<br>関<br>連<br>会<br>社 | <p>【鉄鋼関連事業】日本高周波鋼業株式会社（東京都）、神鋼特殊鋼管株式会社（山口県下関市）、<br/>神鋼建材工業株式会社（兵庫県尼崎市）、神鋼物流株式会社（神戸市）、<br/>神鋼ボルト株式会社（千葉県市川市）、堺鋼板工業株式会社（大阪府堺市）、<br/>株式会社神鋼エンジニアリング&amp;メンテナンス（神戸市）、神鋼総合サービス株式会社（神戸市）、<br/>KOBELCOウェルディングワイヤ株式会社（京都府福知山市）、<br/>エヌアイウエル株式会社（兵庫県尼崎市）、<br/>コウベ ウェルディング オブ コリア カンパニー リミテッド（韓国）、<br/>株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ（兵庫県尼崎市）、<br/>神鋼鋼線工業株式会社（兵庫県尼崎市）、関西熱化学株式会社（兵庫県尼崎市）、<br/>株式会社テザックワイヤロープ（大阪府貝塚市）</p> <p>【電力卸供給事業】神鋼神戸発電株式会社（神戸市）</p> <p>【アルミ・銅関連事業】株式会社コベルコ マテリアル銅管（東京都）、<br/>神鋼リードミック株式会社（福岡県北九州市）、サン・アルミニウム工業株式会社（千葉市）、<br/>神鋼ノース株式会社（茨城県かすみがうら市）、<br/>神鋼メタルプロダクツ株式会社（福岡県北九州市）、<br/>コウベ プレシジョン テクノロジー センディリアン ベアヘッド（マレーシア）、<br/>シンガポール コウベ プライベート リミテッド（シンガポール）、<br/>コウベ エレクトロニクス マテリアル（タイランド）カンパニー リミテッド（タイ）</p> <p>【機械関連事業】株式会社神鋼環境ソリューション（神戸市）、<br/>コベルコ・コンプレッサ株式会社（東京都）、神鋼造機株式会社（岐阜県大垣市）、<br/>コンプレホシデルルヒコダグアジャナセアー（ベネズエラ）</p> <p>【建設機械関連事業】コベルコ建機株式会社（東京都）、コベルコクレーン株式会社（東京都）</p> <p>【不動産関連事業】神鋼不動産株式会社（神戸市）</p> <p>【電子材料・その他の事業】株式会社コベルコ科研（神戸市）、<br/>神鋼 J F E 機器株式会社（鳥取県倉吉市）、<br/>コウベ スチール U S A ホールディングス インコーポレーテッド（米国）、<br/>神鋼商事株式会社（大阪市）、日本メディカルマテリアル株式会社（大阪市）</p> |                                                                      |                                                       |

(注) 当社の海外事務所には、現地法人を含めております。

(7) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分              | 従 業 員 数  |
|------------------|----------|
| 鉄 鋼 関 連 事 業      | 12,344 名 |
| 電 力 卸 供 給 事 業    | 88       |
| アルミ・銅関連事業        | 6,682    |
| 機 械 関 連 事 業      | 4,905    |
| 建 設 機 械 関 連 事 業  | 5,595    |
| 不 動 産 関 連 事 業    | 965      |
| 電子材料・その他の事業および全社 | 2,947    |
| 合 計              | 33,526   |

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 9,932名  | 465名増  | 40.4歳   | 18.8年  |

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

(注) 2. 上記従業員数には、出向者2,938名を含んでおりません。

(8) 重要な子会社等の状況

| 区分          | 会 社 名       | 資 本 金                 | 議 決 権 比 率          | 主 要 な 事 業 内 容                     |
|-------------|-------------|-----------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 子<br>会<br>社 | 日本高周波鋼業株式会社 | 15,669 <sup>百万円</sup> | 51.84 <sup>%</sup> | 特殊鋼鋼材の製造、販売                       |
|             | 神鋼特殊鋼管株式会社  | 4,250                 | 100.00             | ステンレス鋼管・精密鋼管の製造、販売                |
|             | 神鋼建材工業株式会社  | 3,500                 | 96.80              | 土木・建築用製品の製造、販売                    |
|             | 神鋼物流株式会社    | 2,479                 | 97.68              | 港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負 |
|             | 神鋼ボルト株式会社   | 465                   | 100.00             | 建築・建設機械用等各種ボルトの製造、販売              |

| 区分          | 会社名                               | 資本金                   | 議決権比率              | 主要な事業内容                             |
|-------------|-----------------------------------|-----------------------|--------------------|-------------------------------------|
| 子<br>会<br>社 | 堺鋼板工業株式会社                         | 百万円<br>320            | 80.00 <sup>%</sup> | 薄鋼板の剪断加工、販売                         |
|             | 株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス             | 150                   | 79.80              | 各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管および保全工事        |
|             | 神鋼総合サービス株式会社                      | 57                    | 100.00             | 土木建築、造園の工事、クレーン・空調機器等の保安全管理業務       |
|             | KOBEウエルディングワイヤ株式会社                | 250                   | 100.00             | 溶接用ワイヤの製造                           |
|             | エヌアイウエル株式会社                       | 44                    | 100.00             | 溶接材料および溶接関連機器の販売                    |
|             | コウベウエルディングオブコリアカンパニーリミテッド         | 百万ウォン<br>5,914        | 91.06              | 溶接材料の製造、販売                          |
|             | 神鋼神戸発電株式会社                        | 百万円<br>3,000          | 100.00             | 電力卸供給                               |
|             | 株式会社コベルコマテリアル銅管                   | 6,000                 | 55.00              | 空調用銅管、建築・給湯用銅管等の製造、販売               |
|             | 神鋼リードミック株式会社                      | 1,800                 | 75.00              | 電子部品・半導体および集積回路部品の製造・販売、同部品の鍍金加工・販売 |
|             | サン・アルミニウム工業株式会社                   | 560                   | 95.31              | アルミニウム箔の製造、販売                       |
|             | 神鋼ノース株式会社                         | 400                   | 100.00             | アルミニウム製加工品の製造、販売                    |
|             | 神鋼メタルプロダクツ株式会社                    | 200                   | 90.00              | 銅・銅合金管、復水管および加工品の製造、販売              |
|             | コウベプレジジョンテクノロジーセンディリアンベアヘッド       | 千リンギットマレーシア<br>19,000 | 100.00             | ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造、販売          |
|             | シンガポールコウベプライベートリミテッド              | 千米ドル<br>2,350         | 100.00             | 銅条の加工、リードフレームの製造、販売                 |
|             | コウベエレクトロニクスマテリアル(タイランド)カンパニーリミテッド | 千タイバーツ<br>72,000      | 85.00              | 電子材料用銅合金のスリット加工および販売                |
|             | 株式会社神鋼環境ソリューション                   | 百万円<br>6,020          | *1 *2<br>80.34     | 各種環境プラントの設計・製作・建設、各種産業用機器装置の設計・製作   |
|             | コベルコ・コンプレッサ株式会社                   | 450                   | 100.00             | 空気圧縮機・冷凍機の販売、サービス                   |
|             | 神鋼造機株式会社                          | 388                   | *1<br>100.00       | 内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売                 |
|             | コベルコ建機株式会社                        | 16,000                | 80.00              | 建設機械の製造、販売                          |

| 区分   | 会社名                              | 資本金                  | 議決権比率          | 主要な事業内容                                |
|------|----------------------------------|----------------------|----------------|----------------------------------------|
| 子会社  | コベルコクレーン株式会社                     | 百万円<br>6,380         | 100.00%        | 建設機械の製造、販売                             |
|      | 神鋼不動産株式会社                        | 3,037                | 100.00         | 不動産分譲、仲介、リフォーム、不動産賃貸、ビルマネジメント          |
|      | 株式会社コベルコ科研                       | 300                  | 100.00         | 材料の分析・試験、構造物の評価およびターゲット材、半導体検査装置の製造、販売 |
|      | 神鋼JFE機器株式会社                      | 300                  | *1<br>80.00    | 高圧ガス容器の製造、販売                           |
|      | コウベスチールUSAホールディングス<br>インコーポレーテッド | 千米ドル<br>205          | 100.00         | 米国における事業会社の株式保有                        |
| 関連会社 | 株式会社大阪チタニウム<br>テクノロジーズ           | 百万円<br>8,739         | 23.92          | スポンジチタン・多結晶シリコン等の製造、販売                 |
|      | 神鋼鋼線工業株式会社                       | 8,062                | *1<br>35.91    | 線材二次製品の製造、販売および各種構造物の建設工事の請負           |
|      | 関西熱化学株式会社                        | 6,000                | 24.00          | コークス類その他各種化学工業品の製造、販売                  |
|      | 株式会社テザックワイヤ<br>ロープ               | 450                  | 42.10          | 鋼索・鋼線・鋼撚線の製造、販売                        |
|      | コンプレホ シデルルヒコ<br>デグアジャナ セーアー      | 千ベネズエラボリバル<br>54,625 | 21.04          | ホットブリケットアイアンの製造、販売                     |
|      | 神鋼商事株式会社                         | 百万円<br>5,650         | *1 *2<br>35.10 | 鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買および輸出入                   |
|      | 日本メディカルマテリアル<br>株式会社             | 2,500                | 23.00          | 人工関節、人工歯根をはじめとする医療材料・医療機器の開発、製造、販売     |

- (注) 1. 上表の※1印は、子会社保有の株式を含めております。なお、神鋼JFE機器株式会社については、全株式を子会社が保有しております。
- (注) 2. 上表の※2印は、退職給付信託として拠出している株式を含めております。
- (注) 3. 前期に記載しておりました神鋼電機株式会社（現 シンフォニアテクノロジー株式会社）は、当期において、同社が発行した転換社債型新株予約権付社債の一部について株式転換がなされ、当社の議決権比率が20%を下回ったことから、当期より記載していません。
- (注) 4. 前期に記載しておりました株式会社アーステクニカは、当社保有株式を川崎重工業株式会社に全部譲渡したことから、当期より記載していません。
- (注) 5. 前期に記載しておりましたジェネシス・テクノロジー株式会社は、民事再生手続に入ったことから、当期より記載していません。
- (注) 6. 当期において、株式会社テザックワイヤロープに対する当社保有株式のうち9.39%を神鋼鋼線工業株式会社に譲渡した結果、当社の議決権比率は42.10%となったため、当期より関連会社に記載してあります。

(9) 主要な借入先および借入額 (平成21年3月31日現在)

| 借入先             | 借入金残高                 |
|-----------------|-----------------------|
| 日本政策投資銀行        | 90,970 <sup>百万円</sup> |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 79,944                |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 53,684                |
| 株式会社三井住友銀行      | 47,669                |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社   | 33,352                |

(注) 上記のほか、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行および株式会社三菱東京UFJ銀行をそれぞれ幹事とするシンジケートローンが、合わせて80,400百万円ありますが、各借入先の借入金残高に含めておりません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成21年3月31日現在)

- |              |                |
|--------------|----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,000,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,115,061,100株 |
| (3) 株主数      | 254,826名       |
| (4) 大株主      |                |

| 株主名                         | 持株数                   | 持株比率  | 当社の大株主への出資状況    |      |
|-----------------------------|-----------------------|-------|-----------------|------|
|                             |                       |       | 持株数             | 持株比率 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G) | 146,985 <sup>千株</sup> | 4.89% | — <sup>千株</sup> | —%   |
| 日本生命保険相互会社                  | 125,310               | 4.17  | —               | —    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)   | 116,611               | 3.88  | —               | —    |
| 新日本製鐵株式會社                   | 107,345               | 3.57  | 52,147          | 0.77 |
| 住友金属工業株式会社                  | 107,345               | 3.57  | 112,565         | 2.34 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)     | 90,480                | 3.01  | —               | —    |
| 株式会社みずほコーポレート銀行             | 70,369                | 2.34  | —               | —    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社               | 52,333                | 1.74  | —               | —    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行               | 47,348                | 1.57  | —               | —    |
| 双日株式会社                      | 45,016                | 1.50  | 2,024           | 0.16 |

(注) 1. 当社は、自己株式107,602千株を保有しておりますが、上表には記載しておりません。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(注) 2. 株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社であります。当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式13,802,000株(持株比率0.12%)を保有しております。

(注) 3. 三菱UFJ信託銀行株式会社および株式会社三菱東京UFJ銀行は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの完全子会社であります。当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式8,704,020株(持株比率0.07%)を保有しております。

## (5) 自己株式の取得、処分および保有

### ① 取得株式

|                  |              |
|------------------|--------------|
| ・ 単元未満株式の買取による取得 |              |
| 普通株式             | 612,960株     |
| 取得価額の総額          | 136,311,043円 |

### ② 処分株式

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| ・ 単元未満株式の買増請求により処分した自己株式 |             |
| 普通株式                     | 473,966株    |
| 処分価額の総額                  | 84,778,436円 |

### ③ 当期末における保有株式

|      |              |
|------|--------------|
| 普通株式 | 107,601,537株 |
|------|--------------|

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役（平成21年3月31日現在）

| 地 位               | 氏 名   | 担 当                                                                                            | 他の法人等の代表状況等                        |
|-------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 取締役会長<br>(代表取締役)  | 水越 浩士 |                                                                                                | 神戸商工会議所会頭<br>神戸商工会館株式会社<br>代表取締役社長 |
| 取締役社長<br>(代表取締役)  | 犬伏 泰夫 |                                                                                                |                                    |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 佐藤 廣士 | 全社技術開発の総括、環境防災部の<br>総括                                                                         | 株式会社国際健康開発セン<br>タービル代表取締役社長        |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 小山 敬治 | 人事労政部、経営企画部、I T企画<br>部、財務部、営業企画部の総括、<br>支社・支店（高砂製作所を含む）、<br>海外事務所（鉄鋼部門所管を除く）<br>の総括、監査部、経理部の担当 |                                    |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 賀屋 知行 | 鉄鋼部門長                                                                                          |                                    |
| 専務取締役             | 中山 裕之 | アルミ・銅カンパニープレジデント                                                                               |                                    |
| 専務取締役             | 松谷 高志 | 秘書広報部、業務部の総括、法務部、<br>石炭エネルギープロジェクト部、<br>CWDプロジェクト部、<br>新鉄源プロジェクト本部の担当、<br>全社コンプライアンスの担当        |                                    |
| 専務取締役             | 藍田 勲  | 溶接カンパニープレジデント                                                                                  |                                    |

| 地 位            | 氏 名   | 担 当                       | 他の法人等の代表状況等 |
|----------------|-------|---------------------------|-------------|
| 専務取締役          | 重河 和夫 | 機械エンジニアリングカンパニー<br>プレジデント |             |
| 取 締 役          | 中野 淳司 |                           |             |
| 取 締 役          | 土居 征夫 |                           |             |
| 監 査 役<br>(常 勤) | 浅岡 徹  |                           |             |
| 監 査 役<br>(常 勤) | 大越 年祝 |                           |             |
| 監 査 役          | 金子 崇輔 |                           |             |
| 監 査 役          | 池田 義一 |                           |             |
| 監 査 役          | 佐々木茂夫 |                           |             |

- (注) 1. 取締役中野淳司、取締役土居征夫の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2. 監査役金子崇輔、監査役池田義一および監査役佐々木茂夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- (注) 3. 監査役浅岡 徹、監査役大越年祝、監査役金子崇輔および監査役池田義一の4氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役浅岡 徹氏は、当社において、平成13年6月から平成18年3月まで、取締役として財務・経理部門を担当しておりました。
  - ・監査役大越年祝氏は、当社において、経理部門に長年在籍し、平成15年6月から平成16年3月まで、執行役員として経理部門を担当しておりました。
  - ・監査役金子崇輔氏は、株式会社第一勧業銀行に長年勤務し、平成6年6月から平成11年4月まで、取締役として銀行業務に従事しておりました。
  - ・監査役池田義一氏は、帝人株式会社において、経理・財務部門に長年在籍し、同部門および各事業管理部門の課・部・室長職を歴任しておりました。
- (注) 4. 当期中の退任取締役および退任監査役は、次のとおりであります。

| 退任時の地位 | 氏 名     | 退任時の担当または主な職業 | 退 任 年 月 日  |
|--------|---------|---------------|------------|
| 取締役副社長 | 小 谷 重 遠 | 社長付           | 平成20年6月25日 |
| 監 査 役  | 師 田 卓   |               | 平成20年6月25日 |

- (注) 5. 平成21年4月1日付の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

| 異動後の地位           | 氏 名     | 異動前の地位            | 異 動 年 月 日 |
|------------------|---------|-------------------|-----------|
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 佐 藤 廣 士 | 取締役副社長<br>(代表取締役) | 平成21年4月1日 |



| 異動後の地位           | 氏 名     | 異動前の地位           | 異 動 年 月 日 |
|------------------|---------|------------------|-----------|
| 専務取締役<br>(代表取締役) | 松 谷 高 志 | 専務取締役            | 平成21年4月1日 |
| 専務取締役<br>(代表取締役) | 重 河 和 夫 | 専務取締役            | 平成21年4月1日 |
| 取締役相談役           | 水 越 浩 士 | 取締役会長<br>(代表取締役) | 平成21年4月1日 |
| 取締役相談役           | 犬 伏 泰 夫 | 取締役社長<br>(代表取締役) | 平成21年4月1日 |

(注) 6. 平成21年4月1日現在の取締役・執行役員の体制および担当は、次のとおりであります。

① 本社（鉄鋼部門を除く）

| 地 位               | 氏 名        | 担 当                                                                             |
|-------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役)  | 佐 藤 廣 士    |                                                                                 |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 小 山 敬 治 ※1 | 監査部、人事労政部、経営企画部、IT企画部、財務部、<br>経理部、営業企画部、支社・支店（高砂製作所を含む）、<br>海外事務所（鉄鋼部門所管を除く）の総括 |
| 専務取締役<br>(代表取締役)  | 松 谷 高 志 ※2 | 業務部、法務部の総括、全社コンプライアンスの総括、<br>秘書広報部、石炭エネルギープロジェクト部、<br>CWDプロジェクト部、新鉄源プロジェクト本部の担当 |
| 専務取締役             | 中 山 裕 之    | 社長付                                                                             |
| 専務取締役             | 藍 田 勲      | 社長付                                                                             |
| 取締役相談役            | 水 越 浩 士    |                                                                                 |
| 取締役相談役            | 犬 伏 泰 夫    |                                                                                 |
| 取 締 役             | 中 野 淳 司    |                                                                                 |
| 取 締 役             | 土 居 征 夫    |                                                                                 |
| 専務執行役員            | 川 田 豊      | 全社技術開発の総括、環境防災部の総括、技術開発本部長                                                      |
| 専務執行役員            | 藤 原 寛 明    | 監査部、人事労政部、経営企画部、IT企画部、財務部、<br>経理部、海外事務所（鉄鋼部門所管を除く）の担当、<br>システムの担当               |
| 常務執行役員            | 泉 博 二      | 秘書広報部長                                                                          |
| 常務執行役員            | 沖 田 誠 治    | 石炭エネルギープロジェクト部長、技術開発本部副本部長                                                      |
| 常務執行役員            | 関 勇 一      | 技術開発本部副本部長                                                                      |
| 執 行 役 員           | 金 子 明      | 法務部の担当、全社コンプライアンスの担当、人事労政部長                                                     |
| 執 行 役 員           | 花 岡 正 浩    | 業務部長、大阪支社長                                                                      |
| 執 行 役 員           | 真 部 晶 平    | 新鉄源プロジェクト本部長                                                                    |

※1. 代表取締役副社長小山敬治氏は、平成21年4月16日に逝去しましたため、退任しております。

※2. 代表取締役専務松谷高志氏は、平成21年4月28日付で、代表取締役副社長に就任しております。

## ② 鉄鋼部門

| 地 位               | 氏 名     | 担 当                                              |
|-------------------|---------|--------------------------------------------------|
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 賀 屋 知 行 | 鉄鋼部門長                                            |
| 専務執行役員            | 大 西 功 一 | 鋼材生産全般の担当、加古川製鉄所長                                |
| 専務執行役員            | 村 瀬 敬 一 | 業務部、営業企画部、支社・支店、ラグビー部支援室、<br>資材部、建設技術部の担当、高砂製作所長 |
| 専務執行役員            | 山 口 育 廣 | 鉄鋼総括部、原料部、鋳鍛鋼事業部、チタン本部、<br>鉄粉本部の担当               |
| 常務執行役員            | 阿 部 央 道 | 鉄鋼部門長付                                           |
| 常務執行役員            | 公 文 康 進 | 線材条鋼、厚板営業の担当                                     |
| 執 行 役 員           | 木 村 雅 保 | 鉄鋼部門長付                                           |
| 執 行 役 員           | 川 崎 博 也 | 環境防災部の担当、鋼材生産技術の担当、技術総括部長                        |
| 執 行 役 員           | 津 村 拓 良 | 輸出、薄板営業の担当、海外事業推進部の担当                            |
| 執 行 役 員           | 塚 本 晃 彦 | 鋳鍛鋼事業部長                                          |
| 執 行 役 員           | 尾 上 善 則 | 神戸製鉄所長                                           |
| 執 行 役 員           | 梅 原 尚 人 | 鉄鋼総括部長                                           |
| 執 行 役 員           | 宮 脇 新 也 | 鋼材商品技術の担当                                        |

## ③ 溶接カンパニー

| 地 位     | 氏 名     | 担 当              |
|---------|---------|------------------|
| 常務執行役員  | 粕 谷 強   | プレジデント           |
| 執 行 役 員 | 高 村 実 朗 | バイスプレジデント、経営管理部長 |

## ④ アルミ・銅カンパニー

| 地 位     | 氏 名     | 担 当              |
|---------|---------|------------------|
| 専務執行役員  | 高 橋 徹   | プレジデント           |
| 専務執行役員  | 下 村 良 介 | 営業部門の担当、アルミ板営業部長 |
| 執 行 役 員 | 濱 中 龍 介 | 企画管理部、原料部の担当     |

## ⑤ 機械エンジニアリングカンパニー

| 地 位              | 氏 名     | 担 当          |
|------------------|---------|--------------|
| 専務取締役<br>(代表取締役) | 重 河 和 夫 | プレジデント       |
| 常務執行役員           | 田 中 順   | エンジニアリング事業部長 |
| 常務執行役員           | 毛 利 修 三 | 圧縮機事業部長      |
| 執 行 役 員          | 植 木 一 秀 | 産業機械事業部長     |

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 報 酬              |                      | 備 考                                      |
|------------------|------------------|----------------------|------------------------------------------|
|                  | 支給人員             | 支払額                  |                                          |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 名<br>12<br>( 2 ) | 百万円<br>585<br>( 26 ) | 報酬支給人員、支払額には、当期中に退任した取締役、監査役各1名を含めております。 |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 6<br>( 4 )       | 101<br>( 36 )        |                                          |
| 合 計              | 18               | 686                  |                                          |

- (注) 1. 平成16年6月25日開催の第151回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額63百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない）、監査役の報酬額は月額11百万円以内と決議いただいております。
- (注) 2. 上表に記載した報酬等のほか、平成16年6月25日開催の第151回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金の打ち切り支給として取締役1名に対して12百万円を、社外監査役1名に対して5百万円をそれぞれ支給しております。
- (注) 3. 経営環境に鑑み、平成21年2月より最大10%（平均7%）の取締役月額報酬の減額を行っております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役金子崇輔氏は、古河電気工業株式会社の社外取締役を兼務しております。  
監査役佐々木茂夫氏は、積水樹脂株式会社の社外監査役を兼務しております。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### (i) 取締役会および監査役会への出席状況

|           | 取締役会         | 監査役会         |
|-----------|--------------|--------------|
|           | 出席回数         | 出席回数         |
| 取締役 中野 淳司 | 20回開催うち19回出席 | —            |
| 取締役 土居 征夫 | 20回開催うち19回出席 | —            |
| 監査役 金子 崇輔 | 20回開催うち19回出席 | 26回開催うち26回出席 |
| 監査役 池田 義一 | 15回開催うち15回出席 | 18回開催うち18回出席 |
| 監査役 佐々木茂夫 | 15回開催うち12回出席 | 18回開催うち16回出席 |

(注) 監査役池田義一氏および監査役佐々木茂夫氏が監査役に就任した平成20年6月25日以降、取締役会は15回、監査役会は18回開催されています。

#### (ii) 取締役会および監査役会における発言状況

取締役中野淳司氏は、経営者としての豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行っております。

取締役土居征夫氏は、行政官および経営者としての幅広い経験・見識から、経営に係る助言および提言を行っております。

監査役金子崇輔氏は、金融界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。

監査役池田義一氏は、産業界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。

監査役佐々木茂夫氏は、法曹界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。

なお、本年2月に加古川製鉄所、高砂製作所および長府製造所において、当社労働組合の推薦する議員候補者の後援会に対し、その活動費用の一部を肩代わりするという不適切な支出が長年にわたり行なわれていたことが判明いたしました。取締役中野淳司、取締役土居征夫、監査役金子崇輔、監査役池田義一および監査役佐々木茂夫の5氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から企業としてのあるべき姿について、あるいは法令遵守の視点に立った提言を取締役会やその他の場で行ない、注意喚起しておりました。

当該事実の発生後、5氏は取締役会において、当社は責任を十分に認識した上で、再発防止に向けて全力で取り組むべきであるとの意見表明をそれぞれ行なっております。また、監査役会の総意として、再発防止策の構築に協力をしていくとの意見表明も行なわれており、取締役会終了後に開催された監査役会においても、監査役金子崇輔、監査役池田義一および監査役佐々木茂夫の3氏は内部統制システムの運用の観点から、監査役会として独自に調査を行なうことが必要だとの提言を行ないました。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項および定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分 |                                | 支 払 額      |
|-----|--------------------------------|------------|
| ①   | 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額         | 100<br>百万円 |
| ②   | 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 308        |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (注) 2. 当社の重要な子会社のうち、日本高周波鋼業株式会社、コウベ ウェルディング オブ コリア カンパニー リミテッド、コウベ プレシジョン テクノロジー センディリアン ベアヘッド、シンガポール コウベ プライベート リミテッド、コウベ エレクトロニクス マテリアル (タイランド) カンパニー リミテッドならびにコウベ スチール U S A ホールディングス インコーポレーテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「英文連結財務諸表の監査」等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、取締役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、当該会計監査人の解任または不再任に係る議案を株主総会に提出します。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりです。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』をコンプライアンスの規範・基準とする。また、当社および主要グループ会社において、取締役会の諮問機関として外部委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ法令遵守体制を構築する。

#### ② 財務報告の適正性確保のための体制整備

『財務報告に係る内部統制基本規程』に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

#### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行なう。

#### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。『リスク管理規程』は、当事業を取り巻くリスクについて、各部門が個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して予防保全策およびリスク顕在時の対応手順を定

める他、リスク管理のモニタリング体制のあり方について規定するものである。『リスク管理規程』に定める「リスク管理基準」は、適宜その内容を見直すこととする。また、この体制については、内部監査部門により適切性及有効性の検証を実施する。

#### ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は「監査役設置会社」であるが、より「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能の中心となる当社取締役会に社外取締役を選任する。

また、事業ユニット毎の収益力強化や、経営資源の選択・集中による事業構造の変革を遂行するための経営システムとして「社内カンパニー制」を敷いており、主要な事業部門では取締役が業務執行を統括し、その指揮の下で取締役会が選任した執行役員が業務を執行する。

この他、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「グループ経営審議会」および「経営審議会」を開催する。また、業務を執行する取締役、執行役員および技監ならびに社長の指名する関係会社の社長および役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

#### ⑥ 会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『関係会社管理規程』に従い、関係会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。

#### ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および同使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助するため監査役事務局を置く。また、事務局の使用人については、取締役からの独立性を確保するために、その人事異動および人事評価等を監査役と事前に協議する。

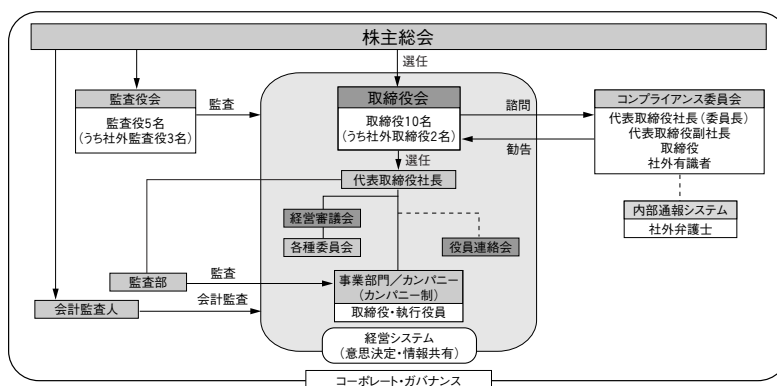
#### ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員および使用人は、監査役会または監査役に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況についても、都度報告する。

#### ⑨ その他監査役による監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役による監査の実効性を確保するため、監査役会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査役と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞



(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

① 基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、何ら否定するものではありません。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家などに十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為はいずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連など様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在します。そして、これらのステークホルダーとの関係および事業間のシナジーについて十分な理解のない大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配した場合には、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損される可能性もあります。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるうえで必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

以上を考慮した結果、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社グループは、平成20年度を最終年次とする3カ年の「2006-2008年度グループ中期経営計画」を策定し、基本方針として①「オンリーワン製品」の拡販・創出、②「ものづくり力」の強化、③財務基盤の強化、④CSRの推進、⑤働く喜びと誇りをもてる職場環境の創出、⑥グループ経営の強化、⑦安定的な株主還元を掲げ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資するべく、取り組んでまいりました。本計画における主な財務目標とこれに対応する3カ年の実績は以下のとおりです。

|                            | 平成20年度<br>中期目標 | 平成18年度<br>実績 | 平成19年度<br>実績 | 平成20年度<br>実績 |
|----------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 売上高                        | 19,000億円程度     | 19,102億円     | 21,324億円     | 21,772億円     |
| 経常利益                       | 1,800億円以上      | 1,832億円      | 1,579億円      | 608億円        |
| 当期純損益                      | 1,000億円以上      | 1,096億円      | 889億円        | △314億円       |
| ROA（税引き後当期純損益／総資産）         | 5.0%以上         | 4.9%         | 3.8%         | △1.4%        |
| 外部負債残高                     | 5,500億円以下      | 6,212億円      | 7,133億円      | 8,559億円      |
| （IPPプロジェクトファイナンスを含む外部負債残高） | （6,500億円以下）    | （7,422億円）    | （8,234億円）    | （9,547億円）    |
| D/Eレシオ※                    | 0.8倍以下         | 1.2倍         | 1.3倍         | 1.7倍         |
| （IPPプロジェクトファイナンスを含むD/Eレシオ） | （0.9倍以下）       | （1.4倍）       | （1.4倍）       | （1.8倍）       |

※ IPPプロジェクトファイナンスを除く外部負債残高／株主資本

平成20年度半ばからの事業環境の急激な変化と先々の不透明感から、平成21年度以降の数値計画は策定しておりませんが、今後につきましても上記方針を基本的に継続しつつ、あわせて、現下の経済動向と事業環境を踏まえた喫緊の課題にも重点的に取り組んでまいります。

（詳細については、1（1）事業の経過およびその成果ならびに対処すべき課題2ページから6ページに記載しております。）

(ii) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力を挙げ、企業価値の向上に取り組んでおります（内部統制システムについては21ページから23ページに記載しております。）。

③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年4月27日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針を決定し、同日付で公表いたしました。また、平成19年4月26日開催の当社取締役会において、上記方針を改定する対応方針（以下、当該改定後の対応方針を「原方針」といいます。）を決定し、同日付で公表いたしました。原方針中の当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「原プラン」といいます。）につきましては、平成19年6月26日開催の当社第154回定時株主総会において、賛成多数により承認されました。その有効期限は本定時株主総会終了後最初に開催される取締役会



終了のときまでとなっております。

その後、当社は、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえ、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての原方針の延長の是非も含め、その在り方について更なる検討を行なってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成21年4月28日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、原方針を一部見直したうえ継続する内容の当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を採用することを決定いたしました。本対応方針につきましては、当社監査役5名はいずれも、本対応方針の具体的な運用が適正に行なわれることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

当社は、本対応方針中の、原プランに代わる新しいプラン（以下、「本プラン」といいます。）をもって、当社の会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

すなわち、本プランは当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで当該大規模買付行為が開始されないようにすることを定めたものです。

なお、原プランから本プランへの変更点は、本プランの公正性を担保するために設置している独立委員会が、本プランに定める対抗措置を発動する勧告を行なうにあたって、社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを決議要件として付け加えること、買収提案についての検討評価期間がいたずらに長期間となる懸念を払拭するために、取締役会および独立委員会による検討評価期間の延長期間に上限を設定すること、本プランに定める対抗措置を発動する条件について趣旨を変えずに内容を明確にすること、大規模買付者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないことを明記したことなどです。

本プランにつきましては、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしており、かかる承認が得られた場合、本プランは、本定時株主総会の終了後に開催される最初の取締役会の終了時に発効し、有効期限は平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとしております（ただし、当該取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとしております。）。

※本プランの内容の詳細は、株主総会参考書類51ページから59ページに記載の第3号議案「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に基づく取組みの承認の件」をご覧ください。

- ④ 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて
- (i) 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社グループにおける企業価値、ひいては株主共同の利益の向上への取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みであり、現在の経営者のかかる取組みの是非について

での判断は、会社法に基づく事業報告等による開示と取締役の選解任権の行使を通じて、株主の皆様のご意思に委ねられております。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものであります。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供させること、一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求めていること、およびこれらを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることが、いずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様に保障するための手段として採用されたものであります。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(ii) 当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

当社グループによる企業価値、ひいては株主共同の利益の向上や当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制ならびにその強化のための様々な取組みは、いずれも企業価値の向上をもたらし、ひいては株主共同の利益につながるものです。

また、本プランによって、当社株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や代替案の提示を受ける機会を保障されることとなるのであって、本プランは当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効は、株主総会における当社株主の皆様承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。また、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持により株主共同の利益を損なうこととなると判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

(iii) 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制は、すべて株主総会を頂点として構成されております。当社は取締役の任期を1年としており、任期間差制や解任のための株主総会決議要件の加重なども一切行っておりません。また、本プランは、有効期間中であっても当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、その時点で廃止されることとなっております。したがって、1回の株主総会で取締役の選解任を行ない、その後の取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

また、本プランは、大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付者が遵守すべき情報提供などのルールや、必要に応じて当社がとるべき対抗措置の内容および手続きを定めるものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する条件および手続きを事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置

の発動はかかる本プランの規定に従って行なわれます。

さらに、当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討評価し、これに対する対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、外部専門家などの助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項および第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末および期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないます。

以 上

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額                | 科 目             | 金 額                |
|-----------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| <b>(資産の部)</b>   | <b>(2,295,489)</b> | <b>(負債の部)</b>   | <b>(1,782,028)</b> |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,040,632</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>974,634</b>     |
| 現金及び預金          | 188,322            | 支払手形及び買掛金       | 479,644            |
| 受取手形及び売掛金       | 283,784            | 短期借入金           | 157,249            |
| 商品及び製品          | 161,998            | リース債務           | 3,021              |
| 仕掛品             | 163,150            | コマーシャル・ペーパー     | 55,000             |
| 原材料及び貯蔵品        | 137,195            | 1年内償還予定の社債      | 49,958             |
| 繰延税金資産          | 10,012             | 未払金             | 49,789             |
| その他の資産          | 96,840             | 未払法人税等          | 5,158              |
| 貸倒引当金           | △ 671              | 繰延税金負債          | 1,539              |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,254,856</b>   | 賞与引当金           | 21,301             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>970,537</b>     | 製品保証引当金         | 11,133             |
| 建物及び構築物         | 282,594            | 工事損失引当金         | 1,988              |
| 機械装置及び運搬具       | 421,853            | 事業整理損失引当金       | 3,927              |
| 工具、器具及び備品       | 14,066             | その他の            | 134,924            |
| 土地              | 198,385            | <b>固定負債</b>     | <b>807,394</b>     |
| 建設仮勘定           | 53,638             | 社債              | 199,822            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>20,472</b>      | 長期借入金           | 491,557            |
| ソフトウェア          | 16,339             | リース債務           | 25,374             |
| その他の            | 4,133              | 繰延税金負債          | 6,454              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>263,846</b>     | 再評価に係る繰延税金負債    | 5,305              |
| 投資有価証券          | 165,858            | 退職給付引当金         | 38,144             |
| 長期貸付金           | 6,734              | 環境対策引当金         | 4,201              |
| 繰延税金資産          | 21,405             | その他の            | 36,535             |
| その他の            | 73,544             |                 |                    |
| 貸倒引当金           | △ 3,696            | <b>(純資産の部)</b>  | <b>(513,460)</b>   |
|                 |                    | <b>株主資本</b>     | <b>517,516</b>     |
|                 |                    | 資本金             | 233,313            |
|                 |                    | 資本剰余金           | 83,125             |
|                 |                    | 利益剰余金           | 252,504            |
|                 |                    | 自己株             | △ 51,426           |
|                 |                    | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△ 38,374</b>    |
|                 |                    | その他有価証券評価差額金    | 448                |
|                 |                    | 繰延ヘッジ損益         | △ 6,266            |
|                 |                    | 土地再評価差額金        | △ 4,836            |
|                 |                    | 為替換算調整勘定        | △ 27,719           |
|                 |                    | <b>少数株主持分</b>   | <b>34,318</b>      |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,295,489</b>   | <b>負債純資産合計</b>  | <b>2,295,489</b>   |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                          | 金 額    |                |
|------------------------------|--------|----------------|
| 売 上 高                        |        | 2,177,289      |
| 売 上 原 価                      |        | 1,890,317      |
| <b>売 上 総 利 益</b>             |        | <b>286,972</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          |        | 170,038        |
| <b>営 業 利 益</b>               |        | <b>116,934</b> |
| 営 業 外 収 益                    |        |                |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金            | 5,857  |                |
| そ の 他                        | 30,694 | 36,551         |
| 営 業 外 費 用                    |        |                |
| 支 払 利 息                      | 20,002 |                |
| そ の 他                        | 72,607 | 92,609         |
| <b>経 常 利 益</b>               |        | <b>60,876</b>  |
| 特 別 損 失                      |        |                |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損            | 17,224 |                |
| 減 損 損 失                      | 15,849 | 33,073         |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b> |        | <b>27,802</b>  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税        | 32,920 |                |
| 法 人 税 等 調 整 額                | 26,932 | 59,853         |
| 少 数 株 主 損 失                  |        | 612            |
| <b>当 期 純 損 失</b>             |        | <b>31,438</b>  |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株主資本    |        |          |          |          |
|---------------------------|---------|--------|----------|----------|----------|
|                           | 資本金     | 資本剰余金  | 利益剰余金    | 自己株式     | 株主資本合計   |
| 平成20年3月31日残高              | 233,313 | 83,264 | 305,334  | △ 51,514 | 570,398  |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減        |         |        | △ 330    |          | △ 330    |
| 連結会計年度中の変動額               |         |        |          |          |          |
| 剰余金の配当                    |         |        | △ 21,052 |          | △ 21,052 |
| 当期純損失                     |         |        | △ 31,438 |          | △ 31,438 |
| 自己株式の取得                   |         |        |          | △ 136    | △ 136    |
| 自己株式の処分                   |         | △ 138  |          | 223      | 84       |
| 連結及び持分法適用範囲の変更に伴う増減       |         |        | △ 3      |          | △ 3      |
| 土地再評価差額金の取崩額              |         |        | △ 5      |          | △ 5      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |        |          |          |          |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | △ 138  | △ 52,499 | 87       | △ 52,550 |
| 平成21年3月31日残高              | 233,313 | 83,125 | 252,504  | △ 51,426 | 517,516  |

|                           | 評価・換算差額等         |          |          |          |                | 少数株主持分   | 純資産合計     |
|---------------------------|------------------|----------|----------|----------|----------------|----------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益  | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 評価・換算差額等<br>合計 |          |           |
| 平成20年3月31日残高              | 35,628           | 4,029    | △ 4,899  | △ 5,207  | 29,549         | 47,849   | 647,797   |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減        |                  |          |          |          |                | 302      | △ 28      |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |          |          |          |                |          |           |
| 剰余金の配当                    |                  |          |          |          |                |          | △ 21,052  |
| 当期純損失                     |                  |          |          |          |                |          | △ 31,438  |
| 自己株式の取得                   |                  |          |          |          |                |          | △ 136     |
| 自己株式の処分                   |                  |          |          |          |                |          | 84        |
| 連結及び持分法適用範囲の変更に伴う増減       |                  |          |          |          |                |          | △ 3       |
| 土地再評価差額金の取崩額              |                  |          |          |          |                |          | △ 5       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △ 35,179         | △ 10,295 | 62       | △ 22,511 | △ 67,924       | △ 13,833 | △ 81,758  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △ 35,179         | △ 10,295 | 62       | △ 22,511 | △ 67,924       | △ 13,833 | △ 134,309 |
| 平成21年3月31日残高              | 448              | △ 6,266  | △ 4,836  | △ 27,719 | △ 38,374       | 34,318   | 513,460   |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社200社のうち162社を連結しております。主要な連結子会社の名称は、下記のとおりであります。

日本高周波鋼業(株)、神鋼特殊鋼管(株)、神鋼建材工業(株)、神鋼物流(株)、神鋼ボルト(株)、  
堺鋼板工業(株)、(株)神鋼エンジニアリング&メンテナンス、神鋼総合サービス(株)、  
K O B E ウェルディングワイヤ(株)、エヌアイウエル(株)、コウベウエルディングオブコリア CO., LTD.,  
神鋼神戸発電(株)、(株)コベルコマテリアル鋼管、神鋼リードミック(株)、サン・アルミニウム工業(株)、  
神鋼ノース(株)、神鋼メタルプロダクツ(株)、コウベプレジジョンテクノロジー SDN. BHD.,  
シンガポール コウベ PTE. LTD., コウベエレクトロニクス マテリアル (タイランド) CO., LTD.,  
(株)神鋼環境ソリューション、コベルコ・コンプレッサ(株)、神鋼造機(株)、  
コベルコ建機(株)、コベルコクレーン(株)、神鋼不動産(株)、(株)コベルコ科研、  
神鋼 J F E 機器(株)、コウベスチール U S A ホールディングス INC.

当連結会計年度において、コベルコクレーントレーディング(株)をはじめとする4社を新たに連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度より、(株)テザックワイヤロープをはじめとする5社を連結の範囲から除外しており、その理由は、株式譲渡等であります。

なお、非連結子会社は、神協海運(株)をはじめ38社ありますが、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結会社のそれらの合計額に比べ、いずれも重要性が乏しいので連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社38社及び関連会社69社のうち50社について持分法を適用しております。主要な持分法適用関連会社の名称は、下記のとおりであります。

(株)大阪チタニウムテクノロジーズ、神鋼鋼線工業(株)、関西熱化学(株)、(株)テザックワイヤロープ、  
コンプレシオナルヒコデグアジャナ、C. A., 神鋼商事(株)、日本メディカルマテリアル(株)

当連結会計年度より(株)テザックワイヤロープをはじめとする2社を新たに持分法の範囲に含めております。また、当連結会計年度より、(株)アーステクニカをはじめとする4社を持分法の範囲から除外しており、その理由は、株式譲渡等であります。

なお、持分法を適用していないのは、非連結子会社38社(神協海運(株)他)及び関連会社19社((株)ジルコプロダクツ他)であります。これらの会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結会社、持分法適用会社のそれらの合計額に比べ、重要性が乏しいので持分法を適用しておりません。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (ア) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券
- ②その他有価証券

原価基準

##### (イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等による時価基準(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

##### (ii) 時価のないもの

主として移動平均法による原価基準

##### (イ) デリバティブの評価基準

時価基準

##### (ウ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として鉄鋼関連、電力卸供給、アルミ・銅関連事業のたな卸資産は総平均法、機械、建設機械、不動産関連事業の製品、仕掛品は個別法による原価基準(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。(会計処理の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、原価基準によっておりましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用し、原価基準(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

この結果、従来の方によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ31,259百万円減少しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

##### (i) 自己所有の固定資産

主として、建物及び構築物は定額法、その他は定率法によっております。(追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

平成20年度の法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、耐用年数の変更を行なっております。

この結果、従来の方によった場合と比べ、当連結会計年度の減価償却費が8,407百万円増加し、営業利益が7,270百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ7,316百万円減少しております。

- (ii) リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの
- ②無形固定資産
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
- ②賞与引当金
- ③製品保証引当金
- ④工事損失引当金
- ⑤事業整理損失引当金
- ⑥環境対策引当金
- ⑦退職給付引当金
- (4) 繰延資産の処理方法
- 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、為替予約を振り当てたものを除き、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- (会計処理の変更)
- 在外子会社等の収益及び費用については、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算していましたが、当連結会計年度より、期中平均相場により円貨に換算しております。
- この変更は、為替相場の大幅な変動により、決算日の直物為替相場と期中平均相場が乖離する傾向が顕著になったことを受け、会計年度を通じて発生する収益及び費用を実態に合わせて換算し、経営成績をより適切に表示することを目的に行なったものであります。
- この結果、従来の方によった場合と比べ、当連結会計年度の売上高が34,829百万円、営業利益が2,180百万円、経常利益が2,348百万円、税金等調整前当期純利益が2,063百万円それぞれ増加しております。
- (6) 収益の計上基準
- 当社のエンジニアリング事業及び一部の連結子会社の長期（工期一年以上）請負工事については、工事進行基準を適用しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- (ア) ヘッジ会計の方法
- 繰延ヘッジ処理によっております。
- なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理を行なっております。
- また、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理によっております。
- (イ) ヘッジ手段とヘッジ対象
- ①ヘッジ手段
- ②ヘッジ対象
- (ウ) ヘッジ方針及びヘッジ有効性の評価方法
- 自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 主として定額法によっております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (追加情報)
- 前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めておりましたが、当連結会計年度より、「賞与引当金」として掲記しております。
- なお、前連結会計年度末の金額は、23,565百万円であります。
- 当社の、機械部門の産業機械及び鉄鋼・溶接部門の鍛鍛鋼品の販売後の保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率に基づく当連結会計年度負担見込額のほか、特定案件の当連結会計年度負担見込額を計上しております。
- また、一部の連結子会社は、製品の販売後の保証費用の支出に備えるため、過去の経験率等に基づく当連結会計年度負担見込額を計上しております。
- 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。
- 事業再構築に伴い発生する損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。
- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理費用及び真岡製造所、高砂製作所における土壌汚染拡散防止工事に係る費用等について、当連結会計年度末における見込額を計上しております。
- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間で、それぞれ発生翌連結会計年度から定額法により費用処理することとしております。
- 為替予約取引、金利スワップ取引及び商品先渡取引  
為替、金利及びアルミ等地金の売買に係る相場変動による損失の可能性のある資産又は負債（予定取引により発生が見込まれるものを含む。）  
当社及び連結子会社は、相場変動のリスクの低減を目的としてヘッジ取引を実施しており、投機を目的としたヘッジ取引は一切実施しないこととしております。



当社のヘッジ有効性の評価については、内部規程に基づき実施しております。  
 連結子会社のヘッジ有効性の評価については、当社と同様の規程に基づき当社の所管  
 部室において実施するか、または、各子会社内に管理担当部室において実施しております。

- (8) 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (9) 連結納税制度の適用  
 連結納税制度を適用しております。
- (10) のれんの償却方法  
 のれんの償却については、発生年度において実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積年数で、その他に  
 ついては5年間で均等償却（僅少な場合は一時償却）しております。
4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
 全面時価評価法を採用しております。
5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更
- (1) 重要な会計処理の変更  
 重要なリース取引の処理方法の変更  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一  
 部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6  
 年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理に  
 よっております。  
 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借  
 取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。  
 これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。  
 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用  
 当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告18号 平成  
 18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。  
 これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。
- (2) 表示方法の変更  
 当連結会計年度より、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7  
 日 内閣府令第50号）を踏まえ、前連結会計年度において「たな卸資産」として表示していたものを、「商品及び製品」、「仕掛  
 品」、及び「原材料及び貯蔵品」として区分掲記しております。  
 なお、前連結会計年度末における「商品及び製品」は135,042百万円、「仕掛品」は154,921百万円、「原材料及び貯蔵品」は  
 119,460百万円であります。  
 また、財務諸表の比較可能性の向上を目的として、前連結会計年度において「ソフトウェア及び利用権等」として表示して  
 いたものを、「ソフトウェア」及び「その他」（無形固定資産）として区分掲記しております。  
 なお、前連結会計年度末における「ソフトウェア」は11,492百万円、「その他」（無形固定資産）は5,976百万円であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 担保に供している資産
- |        |             |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 181,548 百万円 |
| その他    | 36,324      |
| 合計     | 217,872     |
- 上記のうち財団抵当に係るものは36,927百万円であります。※
- (2) 担保に係る債務
- |              |           |
|--------------|-----------|
| 社債（1年内償還分含む） | 1,926 百万円 |
| 短期借入金        | 16,976    |
| 長期借入金        | 94,129    |
| 合計           | 113,031   |
- 上記のうち財団抵当に係るものは1,057百万円であります。※  
 ※当連結会計年度末に担保に供している資産のうち財団抵当に供しているものには、上記の債務のほか短期借入金4,311  
 百万円、長期借入金11,527百万円に対して、抵当権設定の予約が付されております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,941,374 百万円
3. 保証債務等
- (1) 連結会社以外の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。
- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 四川成都成工工程機械股分有限公司 | 8,703 百万円 |
| その他（9社他）         | 1,861     |
| 合計               | 10,565    |
- 上記には、保証類似行為に該当するもの（912百万円）を含めております。

|               |          |
|---------------|----------|
| (2) 受取手形割引高   | 1,203百万円 |
| (3) 受取手形裏書譲渡高 | 867百万円   |

#### 連結損益計算書に関する注記

##### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途           | 場所及び件数            | 種類及び金額<br>(百万円) |
|--------------|-------------------|-----------------|
| 銅板事業用<br>資産等 | 山口県下関市<br>他 計5件   | 機械装置等<br>10,620 |
| 賃貸用<br>不動産   | 神戸市中央区<br>1件      | 建物<br>2,402     |
| 遊休資産         | 兵庫県加古川市<br>他 計12件 | 機械装置等<br>2,826  |

当社グループは、減損損失を把握するに当たって、原則として事業所毎にグルーピングしております。

事業用資産のうち、操業度低下等により回収可能価額が低下したもの、また賃貸用不動産及び遊休資産のうち、地価下落等に伴い回収可能価額が低下したものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（15,849百万円）として特別損失に計上しております。

#### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 3,115,061,100 株
- 配当に関する事項  
配当金支払額

| 決議                  | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額(百万円) | 1株当たりの<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-----------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 平成20年5月16日<br>取締役会  | 普通株式      | 10,526          | 3.5              | 平成20年3月31日 | 平成20年6月4日  |
| 平成20年10月30日<br>取締役会 | 普通株式      | 10,525          | 3.5              | 平成20年9月30日 | 平成20年12月1日 |

#### 1株当たり情報に関する注記

- |            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 159円58銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 10円47銭  |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

#### (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

| 科 目              | 金 額       |
|------------------|-----------|
|                  | 百万円       |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 118,199   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 127,405 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 138,700   |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △ 8,434   |
| 現金及び現金同等物の増減額    | 121,060   |
| 現金及び現金同等物の期首残高   | 66,685    |
| 現金及び現金同等物の期末残高   | 187,745   |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額                | 科 目            | 金 額                |
|-----------------|--------------------|----------------|--------------------|
| <b>(資産の部)</b>   | <b>(1,618,045)</b> | <b>(負債の部)</b>  | <b>(1,236,538)</b> |
| <b>流動資産</b>     | <b>650,543</b>     | <b>流動負債</b>    | <b>634,344</b>     |
| 現金及び預金          | 104,334            | 支払手形           | 13                 |
| 受取手形            | 976                | 買掛金            | 314,293            |
| 売掛金             | 109,568            | 短期借入金          | 65,323             |
| 商品及び製品          | 86,619             | リース負債          | 2,979              |
| 材料及び貯蔵品         | 105,146            | コマーシャル・ペーパー    | 55,000             |
| 原材料及び貯蔵品        | 95,142             | 1年内償還予定の社債     | 49,100             |
| 前払費用            | 13,083             | 未払金            | 41,038             |
| 前払費用            | 3,756              | 未払費用           | 22,666             |
| 短期貸付            | 72,926             | 繰延税金負債         | 1,124              |
| 未収金             | 48,777             | 前受り            | 44,238             |
| その他貸倒引当金        | 10,566             | 前受り            | 8,092              |
|                 | △ 353              | 前受り            | 251                |
| <b>固定資産</b>     | <b>967,502</b>     | 賞与引当金          | 10,221             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>590,826</b>     | 製品保証引当金        | 7,220              |
| 建物              | 114,154            | 工事損失引当金        | 1,786              |
| 構築物             | 53,596             | 事業整理損失引当金      | 161                |
| 機械及び装置          | 291,735            | その他            | 10,833             |
| 車両運搬具           | 468                | <b>固定負債</b>    | <b>602,193</b>     |
| 工具、器具及び備品       | 7,251              | 社債             | 198,700            |
| 土地              | 74,444             | 長期借入金          | 359,289            |
| 建設仮勘定           | 49,174             | リース負債          | 24,919             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>15,693</b>      | 退職給付引当金        | 13,045             |
| ソフトウェア          | 12,871             | 環境対策引当金        | 3,437              |
| 施設利用権           | 2,506              | その他            | 2,802              |
| その他             | 315                | <b>(純資産の部)</b> | <b>(381,507)</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>360,982</b>     | <b>株主資本</b>    | <b>383,718</b>     |
| 投資有価証券          | 111,359            | 資本金            | 233,313            |
| 関係会社及び出資        | 179,168            | 資本剰余金          | 83,172             |
| 長期貸付            | 20,947             | 資本準備金          | 83,172             |
| 繰延税金資産          | 5,376              | <b>利益剰余金</b>   | <b>117,954</b>     |
| 前払年金費用          | 31,257             | その他利益剰余金       | 117,954            |
| その他             | 20,041             | 特別償却準備金        | 388                |
| 貸倒引当金           | △ 7,168            | 海外投資等損失準備金     | 97                 |
|                 |                    | 固定資産圧縮積立金      | 1,085              |
|                 |                    | 繰越利益剰余金        | 116,383            |
|                 |                    | <b>自己株式</b>    | <b>△ 50,722</b>    |
|                 |                    | 評価・換算差額等       | △ 2,210            |
|                 |                    | その他有価証券評価差額金   | 103                |
|                 |                    | 繰延ヘッジ損益        | △ 2,313            |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,618,045</b>   | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,618,045</b>   |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額    |                |
|------------------------|--------|----------------|
| 売 上 高                  |        | 1,359,369      |
| 売 上 原 価                |        | 1,223,324      |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |        | <b>136,045</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |        | 75,667         |
| <b>営 業 利 益</b>         |        | <b>60,377</b>  |
| 営 業 外 収 益              |        |                |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金      | 25,760 |                |
| そ の 他                  | 31,784 | 57,545         |
| 営 業 外 費 用              |        |                |
| 支 払 利 息                | 13,017 |                |
| そ の 他                  | 70,486 | 83,504         |
| <b>経 常 利 益</b>         |        | <b>34,418</b>  |
| 特 別 損 失                |        |                |
| 投 資 有 価 証 券 等 評 価 損    | 18,727 |                |
| 減 損 損 失                | 17,616 | 36,343         |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失</b> |        | <b>1,925</b>   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  | 8,313  |                |
| 法 人 税 等 調 整 額          | 19,108 | 27,421         |
| <b>当 期 純 損 失</b>       |        | <b>29,347</b>  |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株主資本    |        |          |         |         |            |           |          |          |          |          |
|---------------------------------|---------|--------|----------|---------|---------|------------|-----------|----------|----------|----------|----------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金   |            |           |          |          | 自己株式     | 株主資本合計   |
|                                 |         | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 特別償却準備金 | 海外投資等損失準備金 | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金  | 利益剰余金合計  |          |          |
| 平成20年3月31日残高                    | 233,313 | 83,172 | 0        | 83,173  | 437     | —          | 1,095     | 166,959  | 168,493  | △ 50,809 | 434,169  |
| 事業年度中の変動額                       |         |        |          |         |         |            |           |          |          |          |          |
| 特別償却準備金の積立                      |         |        |          |         | 53      |            |           | △ 53     | —        |          | —        |
| 特別償却準備金の取崩                      |         |        |          |         | △ 102   |            |           | 102      | —        |          | —        |
| 海外投資等損失準備金の積立                   |         |        |          |         |         | 97         |           | △ 97     | —        |          | —        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |         |        |          |         |         |            | △ 10      | 10       | —        |          | —        |
| 剰余金の配当                          |         |        |          |         |         |            |           | △ 21,052 | △ 21,052 |          | △ 21,052 |
| 当期純損失                           |         |        |          |         |         |            |           | △ 29,347 | △ 29,347 |          | △ 29,347 |
| 自己株式の取得                         |         |        |          |         |         |            |           |          |          | △ 136    | △ 136    |
| 自己株式の処分                         |         |        | △ 0      | △ 0     |         |            |           | △ 138    | △ 138    | 223      | 84       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |         |        |          |         |         |            |           |          |          |          |          |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —      | △ 0      | △ 0     | △ 49    | 97         | △ 10      | △ 50,576 | △ 50,538 | 87       | △ 50,451 |
| 平成21年3月31日残高                    | 233,313 | 83,172 | —        | 83,172  | 388     | 97         | 1,085     | 116,383  | 117,954  | △ 50,722 | 383,718  |

|                                 | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計    |
|---------------------------------|--------------|---------|------------|----------|
|                                 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |          |
| 平成20年3月31日残高                    | 33,553       | 2,998   | 36,552     | 470,721  |
| 事業年度中の変動額                       |              |         |            |          |
| 特別償却準備金の積立                      |              |         |            | —        |
| 特別償却準備金の取崩                      |              |         |            | —        |
| 海外投資等損失準備金の積立                   |              |         |            | —        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |              |         |            | —        |
| 剰余金の配当                          |              |         |            | △ 21,052 |
| 当期純損失                           |              |         |            | △ 29,347 |
| 自己株式の取得                         |              |         |            | △ 136    |
| 自己株式の処分                         |              |         |            | 84       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) | △ 33,450     | △ 5,312 | △ 38,763   | △ 38,763 |
| 事業年度中の変動額合計                     | △ 33,450     | △ 5,312 | △ 38,763   | △ 89,214 |
| 平成21年3月31日残高                    | 103          | △ 2,313 | △ 2,210    | 381,507  |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 個別注記表

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 満期保有目的の債券  
原価基準
  - (2) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価基準
  - (3) その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等による時価基準（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法による原価基準
2. デリバティブの評価基準  
時価基準
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
原材料及び貯蔵品及び鉄鋼・溶接部門（高砂鑄鍛鋼工場を除く）、アルミ・銅部門の製品、半製品、仕掛品は総平均法、高砂鑄鍛鋼工場及び機械部門の製品、仕掛品は個別法による原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。  
（会計処理の変更）  
通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、原価基準によっておりましたが、当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用し、原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。  
この結果、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の営業利益及び経常利益がそれぞれ24,554百万円減少し、税引前当期純損失が24,554百万円増加しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産
    - ①自己所有の固定資産  
建物及び構築物は定額法、その他は定率法によっております。  
（追加情報）  
有形固定資産の耐用年数の変更  
平成20年度の法人税法の改正に伴い、当事業年度より、耐用年数の変更を行なっております。  
この結果、従来、耐用年数によった場合と比べ、当事業年度の減価償却費が6,269百万円増加し、営業利益が5,203百万円、経常利益が5,252百万円それぞれ減少し、税引前当期純損失が5,252百万円増加しております。
    - ②リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの  
自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
  - (2) 無形固定資産  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - (3) 長期前払費用  
均等償却しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。  
（追加情報）  
前事業年度において、流動負債の「未払費用」に含めておりましたが、当事業年度より、「賞与引当金」として掲記しております。  
なお、前事業年度末の金額は、11,000百万円であります。
  - (3) 製品保証引当金  
機械部門の産業機械及び鉄鋼・溶接部門の鑄鍛鋼品の販売後の保証費用の支出に備え

るため、売上高に対する過去の経験率に基づく当事業年度負担見積額のほか、特定案件の当事業年度負担見積額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事の損失見積額を計上しております。

(5) 事業整理損失引当金

事業再構築に伴い発生する損失に備えるため、当事業年度末における損失見積額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理費用及び真岡製造所、高砂製作所における土壌汚染拡散防止工事に係る費用等について、当事業年度末における見積額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数値計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間で、それぞれ発生の翌事業年度から定額法により費用処理することとしております。

6. 収益の計上基準

エンジニアリング事業に係る長期（工期一年以上）請負工事については、工事進行基準を適用しております。

7. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、為替予約を振り当てたものを除き、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務については振当処理を行なっております。

また、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引、金利スワップ取引及び商品先渡取引

ヘッジ対象

為替、金利及びアルミ等地金の売買に係る相場変動による損失の可能性のある資産又は負債（予定取引により発生が見込まれるものを含む。）

(3) ヘッジ方針及び

ヘッジ有効性の評価方法

相場変動のリスクの低減を目的としてヘッジ取引を実施しており、投機を目的としたヘッジ取引は一切実施しないこととしております。

ヘッジ有効性の評価については、内部規程に基づき実施しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

11. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

12. 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の変更

重要なリース取引の処理方法の変更

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 表示方法の変更

当事業年度より、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）を踏まえ、前事業年度において「製品」として区分掲記していたものを、「商品及び製品」として掲記しております。

なお、当事業年度末における「製品」は36,238百万円、「半製品」は50,380百万円であります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 有形固定資産    | 36,356百万円 |
| 関係会社長期貸付金 | 11,888    |
| その他       | 7,686     |
| 合計        | 55,931 ※1 |

上記のうち財団抵当に係るものは25,113百万円であります。※2

#### (2) 担保に係る債務

|       |       |
|-------|-------|
| 短期借入金 | 39百万円 |
| 長期借入金 | 1     |
| 合計    | 40    |

上記のうち財団抵当に係るものは40百万円であります。※2

関係会社の金融機関借入金 101,463百万円 ※1

※1 当事業年度末の担保に供している資産のうち30,799百万円は、電力卸供給事業の事業主体である神鋼神戸発電(株)の金融機関借入金98,819百万円に対して、抵当権等を設定したものであります。

※2 当事業年度末の担保に供している資産のうち財団抵当に供しているものには、上記債務のほか短期借入金4,154百万円、長期借入金11,527百万円、保証債務157百万円に対して、抵当権設定の予約が付されております。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,616,352百万円

### 3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行なっております。

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 神鋼不動産(株)                  | 18,577百万円 |
| (株)コベルコマテリアル銅管            | 4,457     |
| ミドレックス テクノロジーズ INC.       | 4,073     |
| コベルコアンドマテリアルズ             |           |
| カッパー チューブ(タイランド) CO.,LTD. | 2,605     |
| その他(21社他)                 | 9,922     |
| 合計                        | 39,636    |

上記には、保証類似行為に該当するもの(2,747百万円)を含めております。

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |            |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 150,783百万円 |
| 長期金銭債権 | 23,656     |
| 短期金銭債務 | 118,606    |
| 長期金銭債務 | 10,275     |

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 営業取引による取引高      | 百万円     |
| 売上高             | 415,112 |
| 仕入高             | 787,705 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 50,241  |

### 2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途          | 場所及び件数           | 種類及び金額<br>(百万円) |
|-------------|------------------|-----------------|
| 銅板事業用<br>資産 | 山口県下関市<br>1件     | 機械装置等<br>8,121  |
| 賃貸用<br>不動産  | 神戸市中央区<br>1件     | 土地等<br>6,897    |
| 遊休資産        | 兵庫県加古川市<br>他 計7件 | 機械装置等<br>2,596  |

当社は、減損損失を把握するに当たって、原則として事業所毎にグルーピングしております。



事業用資産のうち、操業度低下等により回収可能価額が低下したものの、また賃貸用不動産及び遊休資産のうち、地価下落等に伴い回収可能価額が低下したものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（17,616百万円）として特別損失に計上しております。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 107,601,537株

#### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損及び減損損失であります。

#### リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース契約のうち、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している固定資産として事務機器等があります。

#### 関連当事者との取引に関する注記

| 属性   | 会社等の名称   | 議決権等の所有割合 (%)                           | 関係内容   |                                                | 取引内容                      | 取引金額                   | 科目              | 事業年度末残高              |
|------|----------|-----------------------------------------|--------|------------------------------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------|----------------------|
|      |          |                                         | 役員の兼任等 | 事業上の関係                                         |                           |                        |                 |                      |
| 関連会社 | 神鋼商事(株)  | 直接<br>13.33%<br>間接<br>0.21%<br>(21.56%) | 8人     | 当社製品の一部を販売し、鉄鋼原料その他の原材料（設備用資材を含む）を当社に供給しております。 | 鉄鋼原料、その他の原材料、設備用資材等の購入    | 百万円<br>420,536         | 買掛金             | 百万円<br>22,418        |
|      | 関西熱化学(株) | 直接<br>24.00%                            | 6人     | 当社が原材料（石炭）の購入代行をし、同社よりコークスの供給を受けております。         | 原材料（石炭）の売却<br><br>コークスの購入 | 129,911<br><br>132,989 | 未収入金<br><br>買掛金 | 23,719<br><br>33,737 |

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般取引と同様に市場実勢を勘案し、価格交渉の上、決定しております。  
2. 消費税額は、科目の期末残高には含まれておりますが、取引金額には含まれておりません。  
3. ( ) 内は、議決権行使に関し同意している者の所有割合で外数であります。

#### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 126円85銭  
1株当たり当期純損失 9円75銭

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

株式会社 神戸製鋼所  
代表取締役社長 佐藤 廣士 殿

### あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 安 川 文 夫 ㊞  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 ㊞  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 中 島 久 木 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

株式会社 神戸製鋼所  
代表取締役社長 佐藤 廣士 殿

### あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 安 川 文 夫 ㊞  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 ㊞  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 中 島 久 木 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

個別注記表の重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（財務報告の適正性を確保するための体制を含む。以下「内部統制システム」という。）の整備・運用状況を重要監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制の整備・運用状況については、取締役等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。

事業報告に記載されている当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針およびこれに基づく各取組み（会社法施行規則第127条第1号および第2号）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびこれらの附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。一方、事業報告に記載のとおり、当社労働組合の推薦する議員候補者の後援会に対して、不適切な支出が長年にわたり行なわれていたことが判明いたしました。本件に係る内部統制システムが十分に機能していなかったことを踏まえ、会社は適切な再発防止策を含め内部統制システムの強化への取組みを開始しております。監査役会として、この取組みにつきまして厳しく監査を実施し、指摘と助言を行なってまいります。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年 5月14日

株式会社 神戸製鋼所 監査役会

監査役(常勤) 浅 岡 徹 印

監査役(常勤) 大 越 年 祝 印

監査役 金 子 崇 輔 印

監査役 池 田 義 一 印

監査役 佐々木 茂 夫 印

(注) 監査役金子崇輔、監査役池田義一、監査役佐々木茂夫は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

2,978,896個

## 2. 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号 以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行なうものであります。

1. 株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定が不要となったことから、これらを削除するものであります。
2. 現行定款第7条は、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、同法施行日を効力発生日として廃止する定款変更の決議をしたものとみなされていることから、削除するとともに、以降の条数を繰り上げるものであります。
3. 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6条 (発行可能株式総数・単元株式数・<u>単元未満株券の不発行</u>)<br/>                     本会社の発行可能株式総数は、60億株とする。<br/>                     本会社の単元株式数は、1,000株とする。<br/> <u>本会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> | <p>第6条 (発行可能株式総数・単元株式数)<br/>                     本会社の発行可能株式総数は、60億株とする。<br/>                     本会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p>                                                                         |
| <p>第7条 (株券の発行)<br/> <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>                                                                                                                                                             | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第8条 (単元未満株式についての権利)<br/> <u>本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 株主の有する株式数に応じて募集株</li> </ol> | <p>第7条 (単元未満株式についての権利)<br/> <u>本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割</li> </ol> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>3. 次条に定める請求をする権利</p> <p>第9条 (単元未満株式の買増し)<br/>(条文省略)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人)<br/>— 本会社は、株主名簿管理人を置く。<br/>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。この場合、本会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第11条<br/>) (条文省略)</p> <p>第41条<br/><br/>(新設)</p> | <p>当てを受ける権利</p> <p>3. 次条に定める請求をする権利</p> <p>第8条 (単元未満株式の買増し)<br/>(現行どおり)</p> <p>第9条 (株主名簿管理人)<br/>— 本会社は、株主名簿管理人を置く。<br/>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。この場合、本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第10条<br/>) (現行どおり)</p> <p>第40条</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>本会社の株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって本条を削るものとする。</u></p> |

## 第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

（※印は新任候補者）

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略 歴<br>(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1         | さ とう ひろ し<br>佐 藤 廣 士<br>(昭和20年9月25日)  | 昭和45年4月 当社入社<br>平成8年6月 当社取締役<br>平成11年4月 当社取締役、執行役員<br>平成11年6月 当社常務執行役員<br>平成12年6月 当社取締役、常務執行役員<br>平成14年6月 当社取締役、専務執行役員<br>平成15年6月 当社専務取締役<br>平成16年4月 当社取締役副社長<br>平成21年4月 当社取締役社長<br>現在に至る<br><br>(他の法人等の代表状況)<br>・株式会社国際健康開発センタービル代表取締役社長(平成21年6月15日退任予定) | 180,000株        |
| 2         | か や とも ゆき<br>賀 屋 知 行<br>(昭和23年3月5日)   | 昭和47年4月 当社入社<br>平成13年6月 当社執行役員<br>平成16年4月 当社常務執行役員<br>平成18年4月 当社専務執行役員<br>平成19年4月 当社副社長執行役員<br>平成19年6月 当社取締役副社長<br>現在に至る                                                                                                                                  | 109,000株        |
| 3         | まつ たに たか し<br>松 谷 高 志<br>(昭和23年8月24日) | 昭和46年4月 当社入社<br>平成11年11月 当社執行役員<br>平成14年6月 当社取締役、執行役員<br>平成15年6月 当社常務取締役<br>平成17年4月 当社専務取締役<br>平成21年4月 当社取締役副社長<br>現在に至る                                                                                                                                  | 125,000株        |
| 4         | しげ かわ かず お<br>重 河 和 夫<br>(昭和23年1月18日) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社執行役員<br>平成16年4月 当社常務執行役員<br>平成19年4月 当社専務執行役員<br>平成20年6月 当社専務取締役<br>現在に至る                                                                                                                                                        | 89,000株         |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略 歴<br>(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)                                                                                                                              | 所有する当社の<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 5         | なかの あつし 司<br>(昭和14年1月1日)            | 昭和36年4月 中部電力株式会社入社<br>平成3年6月 同社取締役<br>平成7年6月 同社常務取締役<br>平成13年6月 同社取締役副社長<br>平成18年10月 中電不動産株式会社相談役<br>平成19年6月 同社顧問(平成21年6月22日退任予定)<br>平成19年6月 当社取締役<br>現在に至る | 10,000株         |
| 6         | どい ゆき を 夫<br>(昭和16年9月11日)           | 昭和40年4月 通商産業省入省<br>平成5年6月 通商産業省生活産業局長<br>平成6年7月 通商産業省退官<br>平成6年7月 商工組合中央金庫理事<br>平成10年6月 日本電気株式会社取締役<br>平成16年7月 財団法人企業活力研究所理事長(現任)<br>平成19年6月 当社取締役<br>現在に至る | 20,000株         |
| 7         | ※<br>たか はし てつ 徹<br>(昭和24年10月8日)     | 昭和50年4月 当社入社<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成18年4月 当社常務執行役員<br>平成21年4月 当社専務執行役員<br>現在に至る                                                                             | 49,120株         |
| 8         | ※<br>かわ た ゆたか 豊<br>(昭和25年6月29日)     | 昭和50年4月 当社入社<br>平成16年4月 当社執行役員<br>平成18年4月 当社常務執行役員<br>平成21年4月 当社専務執行役員<br>現在に至る                                                                             | 81,000株         |
| 9         | ※<br>ふじ わら ひろ あき 明<br>(昭和25年11月12日) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成16年4月 当社執行役員<br>平成18年4月 当社常務執行役員<br>平成21年4月 当社専務執行役員<br>現在に至る                                                                             | 57,000株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略 歴<br>(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 10        | ※<br>かす や つよし<br>粕 谷 強<br>(昭和28年11月3日) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成14年4月 当社溶接カンパニー営業部長<br>平成19年4月 当社執行役員<br>平成21年4月 当社常務執行役員<br>現在に至る<br><br>(他の法人等の代表状況)<br>・ エヌアイ・コウベ・ウエルディング代表取締役社長<br>・ 青島神鋼溶接材料有限公司代表取締役会長 | 46,000株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- (注) 2. 中野淳司、土居征夫の2氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (注) 3. 中野淳司、土居征夫の2氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- ・ 中野淳司氏については、経営者としての豊富な経験および高い見識が、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したことから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
  - ・ 土居征夫氏については、行政官および経営者としての幅広い経験および高い見識が、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したことから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (注) 4. 中野淳司、土居征夫の2氏の社外取締役在任中である本年2月に、当社の加古川製鉄所、高砂製作所および長府製造所において、当社労働組合の推薦する議員候補者の後援会に対し、その活動費用の一部を肩代わりするという不適切な支出が長年にわたり行なわれていたことが判明いたしました。取締役中野淳司、取締役土居征夫の2氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から企業としてのあるべき姿について、あるいは法令遵守の視点に立った提言を取締役会やその他の場で行ない、注意喚起しておりました。当該事実の発生後、2氏は取締役会において、当社は責任を十分に認識した上で、再発防止に向けて全力で取り組むべきであるとの意見表明をそれぞれ行なっております。
- (注) 5. 中野淳司、土居征夫の2氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- (注) 6. 当社と中野淳司、土居征夫の2氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、200万円以上で予め定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する旨の契約を締結しております。なお、本定時株主総会で2氏が取締役に選任された場合、当該契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に基づく取組みの承認の件

当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のため、平成19年6月26日開催の当社第154回定時株主総会にてご承認いただきました、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に基づく取組み」における当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「原プラン」といいます。）の有効期限は、本定時株主総会終了後最初に開催される当社取締役会終了のときまでとなっております。そのため、あらためて、平成21年4月28日開催の当社取締役会において決議された当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）における会社の支配に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）を導入することについて、ご出席の株主の皆様のご賛成の過半数の賛成をもってご承認いただくことをお願いするものであります。

#### 【本プランを導入する理由】

当社は素材関連や機械関連など様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在します。そして、これらのステークホルダーとの関係および事業間のシナジーについて十分な理解のない大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配した場合には、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損される可能性もあります。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

このことから、大規模買付行為が行なわれる際には、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると当社は考えております。

なお、本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に準拠し、かつ、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

原プランから本プランへの主な変更点は以下のとおりであります（詳細は、後述の【本プランの内容】をご参照ください。）。

- ・ 独立委員会が本プランに定める対抗措置（＝新株予約権の無償割当て）を発動する勧告を行なうにあたって、社外取締役を務める委員の少なくとも1名が賛成していることを決議要件に付加するものであります。
- ・ 買収提案についての検討評価期間がいたずらに長期間となる懸念を払拭するために、取締役会および独立委員会による検討評価期間の延長期間に上限（最大60日）を設定し、あわせて、検討評価期間に入る前の大規模買付者による情報の提供の期間も、大規模買付者に対して延々と情報提供を求めるなど、本来の趣旨を逸脱した運用をしないことを明記するものであります。

- ・本プランに定める対抗措置を発動する条件について趣旨を変えずに内容を明確にするものであります。
- ・大規模買付者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないことを明記するものであります。
- ・その他、株券電子化に伴う記載の修正を含む所要の修正を行なうものであります。

## 【本プランの内容】

### (1) 本プランの趣旨

当社株券等（下記注5に定義します。以下同じです。）に対する大規模買付行為（下記注1に定義します。以下同じです。）が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者（下記注2に定義します。以下同じです。）に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで当該大規模買付行為が開始されないようにするものです。

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会是对抗措置を発動しないものとし、大規模買付者は検討期間の終了により大規模買付行為を開始できることとなります。一方、大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、および、遵守した場合でも当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守るため必要と判断する場合には、当社取締役会是对抗措置を発動することがあります。なお、この検討期間は下記(4)に定める所定の条件に従い延長される場合があります。

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に準拠し、かつ、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

(注1) 「大規模買付行為」とは、(i)持株割合（下記注3に定義します。以下同じです。）が15%以上となる当社株券等の買付けその他の取得、および(ii)結果として持株割合が15%以上となる当社株券等の公開買付けをいいます。

(注2) 「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行ない、または行なおうとする者をいいます。

(注3) 「持株割合」とは、上記注1(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、上記注1(ii)の大規模買付行為については、大規模買付者およびその特定株主グループ（下記注4に定義します。）に属する者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、持株割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。

(注4) 「特定株主グループ」とは、上記注1(i)の大規模買付行為については、当社株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に

基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいい、上記注1(ii)の大規模買付行為については、当社株券等の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。)を行なう者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいいます。

(注5) 「当社株券等」とは、上記注1(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいい、上記注1(ii)の大規模買付行為については、同法第27条の2第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいいます。

## (2) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を後記<ご参考>【独立委員会の概要】に定める要領により設置いたします。独立委員会の委員には、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外取締役が含まれます。

独立委員会は、下記(3)に従い大規模買付者から提供される情報が大規模買付行為の是非を判断するのに十分か否かの判断ならびに下記(5)、(6)および(8)に記載する対抗措置の発動ならびに中止などの可否についての当社取締役会への勧告をはじめとして後記<ご参考>【独立委員会の概要】に記載する事項について審議および決議を行いません。なお、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨を勧告する場合には、独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを決議要件とし、当社に対して善管注意義務を負う社外取締役の判断が独立委員会の勧告に反映される仕組みを確保しております。

## (3) 本必要情報の提供

### (a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値、ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記(b)に記載する情報を下記(c)に定める手続きに従って提供していただきます。

### (b) 求める情報

#### 1) 要件

大規模買付者には、上記(a)の趣旨に照らし、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、原則として下記2)に例示する項目としますが、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容により異なり得るため、下記(c)2)に記載のとおり、当社より交付いたします本必要情報のリスト(以下、「本必要情報リスト」といいます。)により定めることといたします。ただし、当社が大規模買付者に提供していただく情報は、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。

#### 2) 本必要情報の具体的内容(例)

##### ①大規模買付者およびその特定株主グループに属する者の概要

- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付けを予定する持株割合を含み  
ます。）
  - ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および内容
  - ④買付対価の算定根拠
  - ⑤買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の供与者の有無、名称その他の  
概要を含みます。）
  - ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計  
画、資本政策、配当政策、財務計画および資産活用策
  - ⑦大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値、ひいて  
は株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施  
策が当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させ  
ることの具体的な根拠
  - ⑧当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係  
者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定  
する変更の有無および内容
- (c) 本必要情報提供にかかる手続き

1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいたうえ、本プランに従う旨を誓約していただきます。

2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報リストを大規模買付者に交付いたします。

3) 大規模買付者による情報の提供および開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の検討および判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、当社取締役会は大規模買付者に追加的に情報提供を求めることがあります（ただし、独立委員会は、大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要な水準を超える情報開示を大規模買付者に対して要求し、または、大規模買付者に対して延々と本必要情報の提供を求めるなど、上記(a)に記載する趣旨を逸脱した運用を行なわないこととします）。独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、当社は適時適切な方法によりその旨の開示を行ないます。

大規模買付行為の意向表明があった事実およびこれに関連する事項につきましては、法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。また、大規模買付者から当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することといたします。

(4) 当社取締役会および独立委員会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記(3)(c)3)に従い、独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨を当社が開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) (i) 以外の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会および独立委員会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保いたします。

なお、買付行為評価期間の開始および終了時には、それぞれ法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家などの助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報の検討評価を行ない、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善に向けて真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が当社取締役会に提供した本必要情報と当社取締役会が独立委員会に独自に提供した情報の分析評価を行なうものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告するものいたします。

また、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断する場合には、買付行為評価期間を当初の期間に加え最大60日を上限として延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとし、この場合、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると判断した理由、延長期間その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表を行ないます。

#### (5) 大規模買付行為がなされたときの対応

##### (a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記(7)に記載する対抗措置をとることといたします。

##### (b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

###### 1) 基本的考え

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示などを行なうにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとし、大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の提案ならびに当社取締役会が提示する当該提案に対する意見および代替案などをご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記(7)に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記2)に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値、

ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

## 2) 対抗措置をとる場合

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
  - ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者に移譲させる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）
  - ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に当社の資産を買付資金の供与者に対する担保に供することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）
  - ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産などを売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に事業再編の一環として当社の資産の一部を売却等処分することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）
  - ⑤大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を最初の買付けより不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けなどの株券等の買付けを行なうことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
  - ⑥大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるうえで必要不可欠な従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、その結果、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合
- (6) 対抗措置の発動手続き（公正性の担保）

上記（5）に記載の、本プランに則って一連の手続きが行なわれたか否かおよび本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否かの判断に当たっては、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置の発動の是非について勧告を行ないます。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行ないます。



(7) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記 (5) および (6) に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者（大規模買付者の特定株主グループに属する者を含みます。以下、本 (7) において同じです。）は新株予約権を行使できないことを含め、以下に定める条件を設けた新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様へ割り当てることとし（以下、「本新株予約権無償割当て」といいます。）、当社取締役会は、本新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

- (a) 本新株予約権無償割当ての対象となる株主および割り当てる本新株予約権の数  
割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。
- (b) 本新株予約権の目的である株式の数  
本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権1個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。  
また、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行いません。
- (c) 本新株予約権無償割当てが効力を生じる日  
本新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。
- (d) 本新株予約権の行使に際して出資される財産およびその財産の価額  
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は本新株予約権1個当たり1円とします。
- (e) 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間とします。
- (f) 本新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (g) 本新株予約権の行使条件  
大規模買付者は本新株予約権を行使できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者も本新株予約権を行使できないものとします。  
本新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとします。  
適用ある法令（外国の法令を含みます。以下、本 (g) において同じです。）上、本新株予約権の行使に関し、所定の手続きの履行または所定の条件の充足が必要とされる場合には、当該手続きまたは条件がすべて履行または充足されたと当社が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができます。なお、本新株予約権を行使するために当社が当該手続きまたは条件を履行または充足することが必要とされる場合でも、当社はこれを履行または充足する義務を負いません。また、本新株予約権の行使が法令上認められない場合には、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の取得に関する事項

当社は、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。また、当社は、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者が保有する本新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者が保有する本新株予約権以外の本新株予約権を、本新株予約権1個当たり当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として取得することができるものとします。ただし、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。

(i) 端数の切り捨て

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数または本新株予約権の取得の対価として交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

(j) その他

その他必要な事項については、本新株予約権無償割当てに際して当社取締役会にて別途定めるものとします。

(8) 対抗措置の発動の中止など

独立委員会は、本新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議された後においても、下記のような事情がある場合には、本新株予約権無償割当てまでの間は、本新株予約権無償割当ての中止を、本新株予約権無償割当ての後においては本新株予約権の無償取得を行なう旨の勧告を含む、新たな勧告を行なうことができるものとします。

具体的には、当該決議後、(a) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合、または、(b) 上記(6)の勧告の判断の前提となった事実関係などに重大な変動が生じ、(i) 大規模買付者による大規模買付行為が上記(5)に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii) 該当しても本新株予約権無償割当てを行なうこと、もしくは本新株予約権を行使させることが相当でないと、独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得などを行なうか否かについて決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要、その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに公表を行いません。

(9) その他

(a) 言語

本プランに基づく当社への本必要情報の提供、その他の当社への通知および連絡は日本語により行なわれるものといたします。

(b) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会でご承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の更なる向上の

観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを随時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行なった場合には、速やかにその旨の公表を行なうものとなります。

(c) 本プランの発効日と有効期限

本プランの発効およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランについては本定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただくこととなります。

本プランは本定時株主総会における株主の皆様の承認が得られた場合、かかる承認があった後に開催される最初の取締役会の終了時に発効いたします。本プランの有効期限は平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。ただし、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

(d) 法令の改正などによる修正

本対応方針で引用する法令の規定は平成21年4月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本対応方針に定める条項ないし用語の意義などに修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本対応方針に定める条項ないし用語の意義などを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとなります。

以上

<ご参考>

**【株主および投資家の皆様にご提供する影響など】**

(1) 本プラン発効時に株主および投資家の皆様にご提供する影響

本プラン発効時には、新株予約権無償割当て自体は行なわれませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様にご提供する影響

当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、本新株予約権無償割当てを行なうことがあります。本新株予約権の仕組み上、当社株主の皆様（本プランにより本新株予約権を行使することができない大規模買付者およびその特定株主グループに属する者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が本新株予約権無償割当てを決定した場合には、適用される法令および関連する金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行ないます。

(3) 対抗措置発動の中止時に株主および投資家の皆様にご提供する影響

上記【本プランの内容】(8)に記載のとおり、独立委員会は、本新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議された後においても、本新株予約権無償割当てまで

の間は、本新株予約権無償割当ての中止を、本新株予約権無償割当ての後においては、本新株予約権の無償取得を行なう旨の勧告を含む、新たな勧告を行なうことがあります。

なお、本新株予約権無償割当ての決議がなされた後、本新株予約権無償割当てが中止され、または本新株予約権無償割当ての後に全ての本新株予約権が当社により取得された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主および投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

(a) 本新株予約権の申込手続き

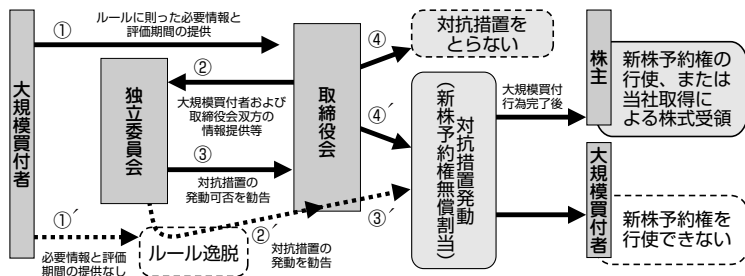
本新株予約権は、本新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様へ割り当てられ、割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当てが効力を生じる日において当然に新株予約権者となることから、特段の手続きは必要ありません。

(b) 本新株予約権の行使手続き

株主の皆様が本新株予約権を行使する場合には、本新株予約権無償割当て後、株主の皆様におかれては権利行使期間内に本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込んでいただく必要があります。

当社取締役会が本新株予約権を当社株式をその対価として取得することを決議した場合には、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになります。

【模式フロー図】



- ・ルール遵守の場合は、原則として①→②→③→④
- ・ルール逸脱の場合は、原則として①'→②'→③'

【独立委員会委員】

| 氏名              | 略歴                                                                                                                |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土肥 孝治 (どひ たかはる) | 昭和33年4月 検事任官<br>平成5年7月 大阪高等検察庁検事長<br>平成7年7月 東京高等検察庁検事長<br>平成8年1月 最高検察庁検事総長<br>平成10年6月 退官<br>平成10年7月 弁護士登録 (現在に至る) |

| 氏名               | 略歴                                                                                                                                                    |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 津村 準二 (つむら じゅんじ) | 昭和33年4月 東洋紡績株式会社 入社<br>平成2年6月 東洋紡績株式会社 取締役<br>平成7年6月 東洋紡績株式会社 常務取締役<br>平成9年6月 東洋紡績株式会社 専務取締役<br>平成11年6月 東洋紡績株式会社 取締役社長<br>平成17年6月 東洋紡績株式会社 取締役会長 (現任) |
| 加護野 忠男 (かごの ただお) | 昭和45年3月 神戸大学経営学部 卒業<br>昭和54年4月 神戸大学経営学部 助教授<br>昭和63年11月 神戸大学経営学部 教授<br>平成10年4月 神戸大学経営学部 学部長<br>平成11年4月 神戸大学大学院経営学研究科 科長 教授<br>(現任)                    |
| 中野 淳司 (なかの あつし)  | 当社社外取締役 略歴は株主総会参考書類49ページに記載しております。                                                                                                                    |
| 土居 征夫 (どい ゆきを)   | 当社社外取締役 略歴は株主総会参考書類49ページに記載しております。                                                                                                                    |

※ 中野氏、土居氏は、本定時株主総会において選任をお諮りする社外取締役候補者です。

## 【独立委員会の概要】

### 1. 構成

独立委員会の構成員数は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者ならびに社外取締役の中から構成されることといたします。

### 2. 任期

委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとし、当該委員が再任されることを妨げないものといたします。

### 3. 権限および責任

独立委員会は、下記①から⑧までに記載する事項について審議および決議を行ない、下記⑤から⑦までについては、当該決議に基づき当社取締役会に対して勧告を行なうものといたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的な決定を行ないます。

- ① 大規模買付者の提供した情報が大量買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものであるか否か
- ② 本必要情報提供期間の延長が必要か否か
- ③ 本必要情報の全部または一部を公表するか否か
- ④ 買付行為評価期間の延長が必要か否か
- ⑤ 本プランに定める手続きが遵守されたか否か
- ⑥ (大規模買付者が提供した本必要情報および当社取締役会が独自に提供した情報の分析および評価を踏まえたうえで) 対抗措置をとるべきか否か
- ⑦ 対抗措置の中止などを行なうべきか否か
- ⑧ その他当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保と向上に必要な事項であって当社取締役会が諮問した事項

#### 4. 決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員が全員出席し、その過半数をもって行なうことといたしますが、独立委員会がやむをえないと認める場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、当該出席した委員の過半数をもって行なうこともできるものとします。ただし、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当該勧告決議には独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものとします。

#### 5. その他

- ① 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。
- ② 独立委員会は、大規模買付者による提案が行なわれない場合であっても、半期に1回、定時委員会を開催し、当該半期における当社の各事業を取り巻く環境、事業の概況など上記3. に記載の決議を行なうために必要な情報の収集および共有を行なうことといたします。

以 上

## 議決権の行使等についてのご案内

- インターネットにより議決権を行使される場合のお手続き等について
  - お手続きは、インターネットに接続が可能なパソコンまたは携帯電話により、議決権行使サイト (<https://www.evotc.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議決権行使書に記載のログインIDおよび仮パスワード（または株主様が登録されたパスワード）をご入力の上、議決権をご行使ください。  
(注) PDA、ゲーム機等には対応していません。
  - インターネットによる議決権の行使は、平成21年6月2日（火）から平成21年6月23日（火）午後5時30分までに行使されるようお願いいたします。なお、毎日午前2時から午前5時まではお取り扱いを休止します。
  - 議決権の行使は、お手許の議決権行使書用紙による郵送にて議決権を行使する方法、または当社の議決権行使サイトによる方法のいずれか一方によってのみ行使することができます。双方で行使することのないようご注意ください。  
なお、双方で行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
  - インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた行使を有効として取り扱わせていただきます。
  - インターネットをご利用いただくための費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- 【機関投資家向け】議決権電子行使プラットフォームについて  
当社株主総会における電磁的方法による議決権の行使方法として、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。
- 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法  
株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.kobelco.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- 代理人による議決権行使  
議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理権を証明する書面として委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

### <株主総会に関するお手続きサイトに係るご照会先>

- パソコンの操作方法等についてご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

|                             |
|-----------------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） |
| 電話 0120-173-027（通話料無料）      |
| 受付時間 土・日曜日、休日を除く 午前9時～午後9時  |

- 上記1. 以外のご不明な点は、下記にお問い合わせください。

|                            |
|----------------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部      |
| 電話 0120-094-777（通話料無料）     |
| 受付時間 土・日曜日、休日を除く 午前9時～午後5時 |

以上

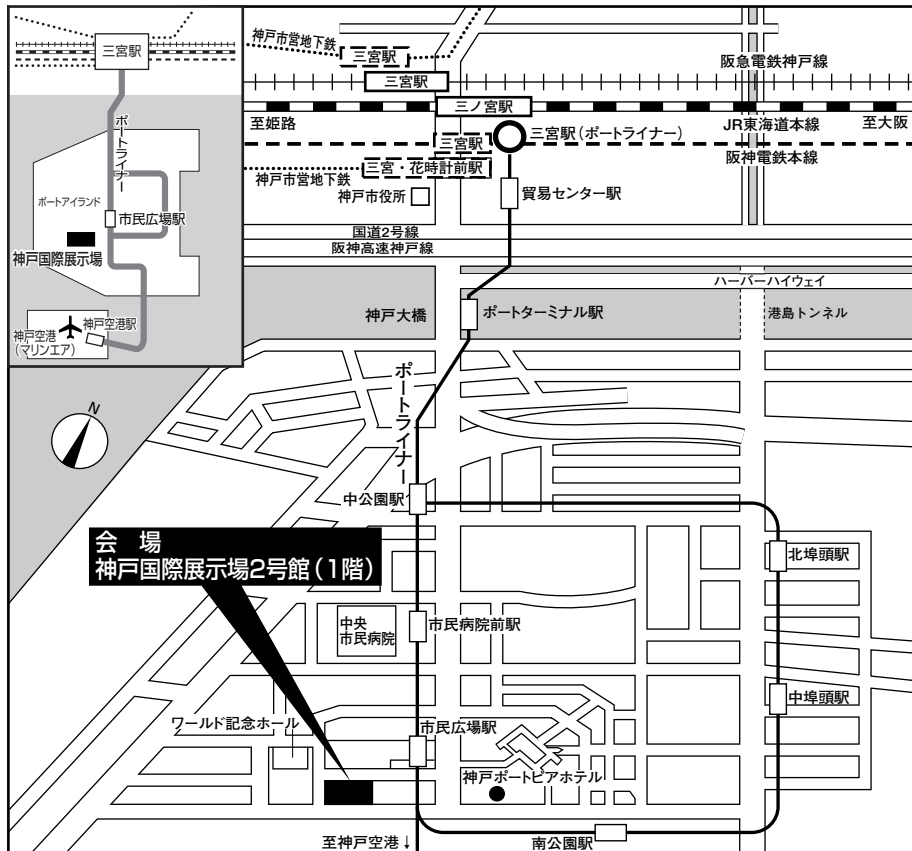
# 株主総会会場ご案内図

会 場 神戸市中央区港島中町6丁目11番1  
神戸国際展示場2号館(1階)

交通機関 神戸新交通ポートライナー

会場へはポートライナー「三宮駅」にて乗車、「市民広場駅」下車、  
西へ徒歩約3分。

(ポートライナー「三宮駅」は、JR三ノ宮駅、阪急電鉄・阪神電鉄・  
神戸市営地下鉄三宮駅、同地下鉄三宮・花時計前駅乗りかえ。)



(お願い)

●当日は、会場周辺の道路の渋滞も予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。